

十八世紀のベトナム黎鄭政権と北部山地 ——諒山地域の在地首長の動向を中心に——

吉 川 和 希*

The Lê-Trịnh Government and Native Chieftains in the Northern Uplands in Eighteenth-Century Vietnam: Focusing on the Lạng Sơn Region

YOSHIKAWA Kazuki*

Abstract

During the eighteenth century, large numbers of Chinese laborers came to work in mines in the Northern Uplands of Vietnam. However, few investigations have been conducted on the responses of native chieftains or the local population to the social fluctuations in this area. Therefore, this article focuses on the survival strategies of native chieftains in the Lạng Sơn region.

Investigation of correspondence between the Lê-Trịnh government and native chieftains in the Lạng Sơn region reveals that under this government's control, native chieftains were tasked with collecting taxes and drafting soldiers in each commune. They were permitted to receive a portion of these tax revenues as salary and collect various fees via taxation, causing them to perceive these roles as their own vested rights. Meanwhile, during the mid-eighteenth century, the Lạng Sơn region was involved in extensive disturbances that destabilized the native chieftains' political and economic bases. Given this background, the Lê-Trịnh government frequently sanctioned the aforementioned rights of native chieftains by issuing official documentation, while the chieftains themselves also requested the government to issue official documents confirming their rights. In fact, they possessed these documents until the colonial era or transcribed them in their genealogies, demonstrating that they recognized them as certifications of their vested rights. Thus, during the eighteenth century, developing relations with the Lê-Trịnh government was a survival strategy for native chieftains in the Lạng Sơn region.

Keywords: Lê-Trịnh government, native chieftains, Northern Uplands in Vietnam, eighteenth century, Lạng Sơn region

キーワード：黎鄭政権，在地首長，ベトナム北部山地，18世紀，諒山地域

* 日本学術振興会特別研究員PD：Research Fellow of Japan Society for the Promotion of Science
e-mail: jichuan_hexi@yahoo.co.jp
DOI: 10.20495/tak.57.1_3

はじめに

15世紀初頭の北部ベトナムには黎朝（前期：1428～1527年／後期：1533～1789年）が成立するが、16世紀半ば以降事実上南北に分裂する。本稿が考察対象とする北部においては、黎朝朝廷が形骸化し、鄭氏が王府を開設して独自の政権を構築していく。本稿ではこの政権を黎鄭政権と呼ぶ。

北部ベトナムでは、17世紀末から海上貿易の衰退による農村手工業の停滞、相次ぐ天災により多くの農民が土地を失って流亡し、その結果1730年代末から北部ベトナム全域で動乱が発生する〔Phan Huy Lê 1960; 桜井 1987; 桃木 1997〕。このため、従前の歴史学界ではベトナム史上の18世紀は停滞と暗黒の時代とみなされることが多かった。一方で、近年の東南アジア史研究において18世紀～19世紀前半という時期の再検討・捉え直しが進む中で、「華人の世紀」という概念が提唱され、海陸双方を通じた華人の東南アジア進出が注目されている〔Reid 1997; 2004; 桜井 2001〕。北部ベトナムにおいても、中国内陸地域からの移住の波によって大量の華人が流入し、特に山岳地帯では数万規模の華人が鉱山採掘に従事していたことが指摘されている〔和田 1961; Phan Huy Lê 1963; 鈴木 1975; 孫 2006; 閻 2007〕。このように、18世紀が動乱の発生や大量の移民の流入など、山地社会にとって重大な画期であったことが先学により指摘されている。

当該時期におけるベトナム北部山地の在地首長や在地住民の対応や戦略については、ムオン・ドンムオンのムオン族首長丁功氏の動向を論じた宇野公一郎の研究〔宇野 1999〕、18～19世紀の西北地域（興化地域など）のタイ族首長が、複数の政権への貢納や状況に応じた貢納対象の変更、交易活動の展開、有力武装集団との提携など様々な手段を尽くして諸変動に対応しようとしたことを論じた武内房司の研究〔武内 2003〕、タイバック（西北）地域のムオン・ロー盆地社会について、18世紀の内陸交易や鉱山開発を利用した集団が勢力を拡大するという地域内の政治構造の変遷を考察した岡田雅志の研究〔岡田 2012〕などがある。総じて、ベトナム西北地域については如上の時代状況にともなう社会変容、およびその状況下でのムオン族首長やタイ族首長の生存戦略が解明されつつあるといえよう。しかし一方で諒山地域ランソンや高平地域カオバンなど東北地域の社会変容や在地首長の動向については、これまでほとんど解明されてこなかった。山地内部の地域差をより明確にするためにも、当該時期の東北地域の社会変容や在地住民の動向が考察されるべきであろう。ただし社会変容の実情をただちに描き出すのは史料の制約のため困難であるため、本稿では18世紀の在地首長の動向に注目する。

北部山地の地域性については、一般的に西北地域では在地首長の自立性は高くベトナム王朝との結びつきは緩やかである一方、東北地域では在地首長とベトナム王朝との結びつきが比較的強いとされる〔古田 1984; 1991: 57-60; 桜井 1987: 162-163〕。ただしこれらの研究では、歴史

上東北地域の在地首長とベトナム王朝との関係がいかなる変遷を辿ったかについては概括的にしか触れられていない。また、在地首長側の視点に立った分析も十分ではなく、彼らがベトナム王朝との関係を構築するに至った背景も未解明である。先述の山地研究の進展を踏まえつつ東北地域の在地首長の動向を解明することで、山地内部の地域差もより明確となろう。

近年では、ポワソンが19世紀前半の改土帰流以後も北部山地の首長たちは阮朝やフランス植民地政府の地方統治を担い、勢力を保持していたことを論じ [Poisson 2004; 2009]、ヴ・ドゥオン・ルアンが18世紀～19世紀前半の中越間の領域紛争における在地首長の重要性を指摘する [Vũ Đường Luân 2016] など、平野部の国家権力にとっての山岳地帯の在地首長の重要性も注目されつつあるが、やはり在地首長側の視点に立った分析は十分ではなく、山地内部の地域差についても注意が払われていない。以上のような問題意識から、本稿では東北地域の中でも史料状況が比較的良好な諒山地域（ほぼ現在のランソン省に対応）¹⁾の在地首長の動向を考察する。

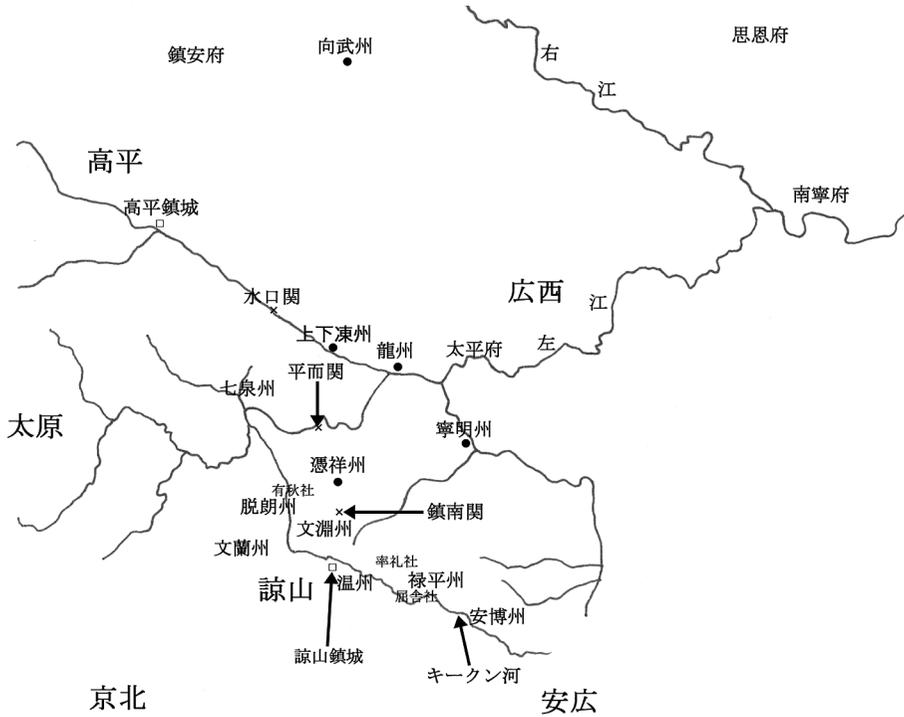
諒山地域はベトナムの東北端に位置し、中国広西省と接している（地図1）。住民の多くは盆地空間で水稲耕作に従事するタイ系住民（現在の民族分類ではタイ族やヌン族）で、黎朝期～阮朝初期には藩臣や輔導の称号を与えられた在地首長を通して統治がおこなわれていた [伊藤 2003: 43–48; Nguyễn Quang Huynh 2011]。²⁾交通面では、諒山地域は歴史的に中越間の使節往来のルート上に位置しており、17世紀後半には広西省からベトナム東北地域にかけて中国商人が活動を拡大し始める [吉川 2017]。諒山～広西の中越境界地帯は、山の切れ目や川沿いの道が無数の出入り口になっており、18世紀に入ると民間の往来が絶えなかった [蓮田 2005]。

諒山地域の藩臣・輔導関連の史料については、一部が独立後のベトナムで本格的な民族学研究が開始されて間もない時期に紹介され [Lã Văn Lô 1964]、近年になって広範に収集されたが [Nguyễn Quang Huynh 2011]、未紹介の史料も多く存在するうえに、これらはいずれも史料紹介の域を出ておらず、歴史学の立場からの全面的な考察はなされていない。そこで本稿では、これらも参考にしつつ筆者がハノイの文書館や現地（ランソン省）で収集し得た行政文書の写しや首長関連の漢文家譜などを用いて、18世紀における諒山地域の首長二集団（禄平州率礼社韋氏・禄平州屈舎社韋氏）³⁾の動向を分析する。ただし、まずは基礎作業として、これまで未

1) 黎朝後期の最上級の地方行政単位は「承宣」「鎮」「処」「道」などと呼ばれ、諒山はその一つである。本稿では煩を避けるため「諒山地域」で統一する。また、最上級の地方行政単位に言及する際には「鎮」で統一し、鎮レベルの地方官については「鎮官」と呼称する。

2) 明命帝（在位1820～41年）による改革の一環で、藩臣は1828年に土司と改称される（『大南寔録』正編、第二紀、卷五十一、第四葉表、明命九年三月条）。諒山地域の藩臣や輔導（ないし土司）の数について、遅くとも19世紀半ばには「諒山土司七族」という呼称が出現する [Nguyễn Quang Huynh 2011: 81–100] が、管見の限り黎朝期の史料には確認できない。そのため黎朝後期における彼らの数は不明であり、また彼らが族的結合を有していたかもわからない。そこで本稿では単に首長集団と呼称する。

3) 率礼社は現ランソン省カオロク県サトレ社 (xã Xuất Lễ, huyện Cao Lộc, tỉnh Lạng Sơn)、屈舎社は現ランソン省ロクビン県クアトサ社 (xã Khuất Xá, huyện Lộc Bình, tỉnh Lạng Sơn) に比定される。現在も、



地図1 18世紀の諒山地域周辺図

出所：山本達郎編『ベトナム中国関係史』山川出版社，1975年の附図をもとに作成。

解明だった黎鄭政権の外鎮統治（外鎮とは在地首長を通して間接的に支配していた地域。
フンホア トゥエンクアン タイグエン 興化・宣光・太原・高平・諒山・安広六鎮が該当）を復元し、そこにおける首長（藩臣・輔
イエンクアン 導）の役割を明らかにする。そのうえで18世紀の諒山地域の首長が置かれていた状況や、それ
 に対して首長が採った戦略を明らかにする。以上の作業を通じて、山地社会が重大な画期を
 迎えた18世紀における諒山地域の首長集団の主体性に光を当てたい。

I 18世紀の黎鄭政権の外鎮統治と諒山地域の在地首長

1. 18世紀にいたるまでの黎鄭政権の外鎮統治

1592年、黎朝は莫朝（1527～92年）から京師の昇龍を奪還する。しかしこれ以後各地で莫朝の残党勢力が黎朝への抵抗活動を展開し、最終的に諒山地域の北隣の高平地域を本拠にする

ㄨ それぞれ同地に彼らの子孫とされる人々（ともに現在の民族区分ではタイ族）が居住している。

に至る〔牛 2012: 45-55〕。このように当時の北部山地には黎鄭政権に抵抗する半自立政権が存在していたため、依然として黎鄭政権の支配が貫徹していたとは言い難い状況だった。

1677年、黎鄭政権が完全に高平地域から莫氏勢力を追放する〔同上書：120-124〕。ついで1710年代、外鎮についても鎮官が任地に直接赴任することが決定される。⁴⁾ 言い換えれば、これ以前の外鎮には地方官が必ずしも直接赴任していなかったことになる。諒山地域の場合は保泰二（1721）年に督鎮官が派遣されており、⁵⁾ これ以降在地首長と王朝権力が直接的かつ長期的な接触を持つようになったと言えよう。また1722～23年に税制改革がおこなわれた際に、外鎮の住民にも税課・兵役の双方が課されている。⁶⁾ やや時代を下った阮朝の1820～30年代には明命帝による行政改革の一環で、首長の世襲廃止や流官の派遣など首長に対する一連の権限削減政策が山岳地帯で実施されるが、18世紀はその先駆的段階といえよう。

2. 黎鄭政権の外鎮統治と首長の役割

本節では、これまで未解明だった黎鄭政権の外鎮統治とその中での首長の役割を、漢喃研究院に所蔵される禄平州率礼社韋氏関連文書⁷⁾の分析を通じて復元していく。本史料は黎鄭政権（ないし鎮官）と禄平州率礼社韋氏との間に交わされた公文書の仏領期の写しであり、黎鄭政権と外鎮の在地首長との間に交わされた文書がまとまって残存する稀有な事例といえる（表1）。⁸⁾ ここでは、この中で最も年代が古く、かつ藩臣や輔導の任務に言及されている文書1～4（文書番号は表1に対応）を分析する。

-
- 4) 『大越史記全書統編』巻二、永盛八（1712）年三月条には「參從阮貴徳・阮世播等啓言『今之鎮官、即古制都司之任、治所城廓、宛然猶存。往者、宣・興・太・諒諸鎮、或委兼領、或差近臣為之。兼領者、羈於內鎮、近侍者、恋於留京。苟得從便遙制、循習為常、雖有武臣替代、亦援此例。每以山川嵐瘴、兵士不便為辭、不知京藩之勢、內外懸隔、疆場之間、彼此何常、卒然有急、安能即救。至於詞訟勾送、行程索頓、民之煩費愈滋。請茲後諸邊鎮官、各令赴任、與四鎮同。其安広原許海陽兼領、然此處海瀕遐遠、請別差能臣、專擒制之任。又宣・諒二司、亦宜各許赴、一遵旧制、以昭太平制度。』從之。令外鎮鎮守、並赴鎮莅事。」とあり、阮貴徳・阮世播らの上啓によって宣光・興化・太原・諒山各地域における遙領の廃止と鎮守の任地への直接赴任が要請され、裁可されている。なお『大越史記全書統編』については陳荆和編校『大越史記全書（下）』東洋学文献センター、1986年を使用した。
- 5) 諒山地域については『大越史記全書統編』巻二、保泰二（1721）年十月条に「命陪從丁輔益督鎮諒山。諒山以文臣為督鎮、自此始。」とあり、少なくともこれ以後は督鎮官に文臣が充てられ、本官が直接赴任したようである。なお『大越史記全書統編』巻一、正和二十四（1703）年条に「命提領桂郡公阮徳淵兼鎮諒山。京官遙領外鎮、自此始。」とあり、京官が直接赴任せずに外鎮を統治する遙領は1703年から開始されたと記されている。
- 6) 『大越史記全書統編』巻二、保泰三（1724）年十二月条に「定外鎮租庸調及揀兵法。」とあり、この時点で外鎮の編籍民が納付すべき税額と兵数が設定されたと思われる。
- 7) 「諒山省文淵州高峙衙高樓総各社古紙」（漢喃研究院所蔵AH. A4/7）。本史料はフランス極東学院が現地地で収集した各種公文書の写しで、一部をNguyễn Quang Huynh [2011: 138-150] が紹介している。
- 8) 表1や後掲の引用史料中で、首長が帯びる肩書に「～号」や「～校」などがあるが、これらは軍隊の部隊、及び部隊内での序列を表していると考えられる。この点については別稿で論じる予定である。

表1 「諒山省文淵州高峙衛高樓総各社古紙」中の文書一覧

No.	葉数	発給時期	発信者	受信者	形式	内容
1	1a	景興四 [七] (1746) 年七月二十二日	奉差諒山道督領・殄寇將軍・正首号・前朔奇該奇官・都指揮使・潘派侯	本処藩臣・防禦僉事・條忠伯章仲容	示	動乱の鎮圧に際して功績があったため、韋氏の管轄の承認
2	2a	景興四 (1743) 年十二月初二日	奉差諒山安広等処兼督鎮官・副首守号・右捷奇兵該管・添府濠 [倭]・東閣各大学士林侯	轄内藩臣・輔導條忠伯章廷胤、男子珣武伯章廷偵	示	動乱の鎮圧に際して功績があったため、韋氏の管轄の承認
3	3a	景興十 (1749) 年十一月十七日	奉差諒山処督鎮・山西道兼管督領・平寇將軍・正首号・前朔中勝中奮等奇該奇官・大保・藩派使 [倭]	轄内藩臣・中左号副号・防禦使・條忠伯章仲容	付	動乱の鎮圧に際して功績があったため、韋氏の管轄の承認
4	5a	景興十一 (1750) 年七月初二日	大元帥総国政尚師明王	諒山処禄平州率礼社藩臣・防禦使・條忠伯章仲容、親男輔導・珣武章廷偵	令旨	動乱の鎮圧に際して功績があったため、韋氏の管轄の承認
5	7a	景興十三 (1752) 年十二月十八日	諒山処督鎮・正首号・前朔奇該奇官・少傅潘派侯	轄内藩臣・珣武伯	付	章廷偵を正左号属号に
6	8a	景興二十 (1759) 年十月十二日	奉差諒山処督鎮衛門官	正左号属・珣武伯章廷偵	付	章廷偵の管轄の社で耕作者不在の田が多いため農人の召募を命令
7	9a	景興二十九 (1768) 年十月二十一日	奉差諒山処督鎮衛門官	禄平州率礼社員子章廷龍・章廷殊	示	章廷偵の息子章廷龍・章廷殊に共同管轄を許可
8	10a	景興三十二 (1771) 年三月初十日	奉差諒山処督鎮衛門官	正後号属号・珣武伯章廷偵	示	章廷偵を正後号副号に
9	11a	景興三十四 [七] (1776) 年十月二十四日	奉差諒山処督鎮衛門官	禄平州率礼社藩臣・堅右号副号・珣武伯章廷偵、男子章廷龍等	示	海晏社・平西 (西平) 社が再び率礼社韋氏の管轄に
10	12a	景興三十筵 (1778) 年六月貳拾 日	長慶府禄平州率礼社藩臣中左号副号・防禦僉事・珣武伯章廷偵、男子章廷鑑、章廷珠、章廷隆等	(諒山鎮官か)	申	管轄の減少をうけて先祖代々の功績を上申
11	20a	昭統元 (1787) 年陰月二十七日	欽差諒山処督鎮衛門官	属鎮藩目後捷号属号・珀楊伯章廷殊	示	率礼社の嘉・累二甲の土兵八率を章廷殊に支給
12	21a	昭統元 (1787) 年九月二十七日	欽差諒山処督鎮衛門官	属鎮藩目後捷号属号・珀楊伯章廷殊	示	率礼社の嘉・累二甲の土兵八率を章廷殊に支給
13	22a	昭統二 (1788) 年三月十三日	(五府・府僚官)	諒山処長慶府禄平州率礼社社長禄儒忠、色目禄阮清、陳碧儒等	旨伝	硝石の採掘場がないにもかかわらず課されていた税の免除要求を許可
14	23a	光中五 (1792) 年繼三月初一日	長慶府禄憑州高樓総率礼社旧藩臣章廷殊、親弟斃武伯章廷斃等	(諒山鎮官か)	申	本田一区号同保処の合計10畝の再耕作を要請
15	24a	光中 [嘉隆?] 六 (1807?) 年十一月二十五日	欽差諒山鎮鎮官	属鎮雄捷奇右雄校属株	差	犯人の拘禁と拘束を命令
16	25a	光中 [嘉隆?] 十六 (1817?) 年十一月二十日	欽差諒山鎮鎮官	属鎮右雄校属株才伯	差	協鎮官の京師帰還に際し護衛を命令
17	26a	光中 [嘉隆?] 十六 (1817?) 年十一月二十一日	欽差諒山鎮鎮官	属鎮藩臣章世珠	差	高樓・率礼二社を管轄する章世珠に、徴税の便のため管率の支給を許可
18	27a	光中 [嘉隆?] 十七 (1818?) 年正月十四日	諒山	属鎮藩臣章世珠	伝	未納の税額の督促を命令
19	28a	嘉隆二 (1803) 年閏正月二十 日	諒山処長慶府禄平州率礼社旧藩臣口楊即章廷殊等		申	阮朝に対し先祖及び自身の経歴を申告
20	30a	嘉隆十三 (1814) 年八月二十二日	欽差諒山鎮鎮官	属鎮藩臣支派章世珠	差	章世珠を右雄校の正属校に
21	31a	嘉隆十四 (1815) 年九月二十六日	欽差諒山鎮鎮官	属鎮雄捷奇右雄校正属投株伯	差	諒山鎮左堂官が城 (昇龍城?) から諒山鎮に帰還するため護衛を命令
22	32a	(1763年頃?)	大元帥総国政尚父上師英断文治武公明王	諒山処藩臣・輔導・珣武伯章廷偵、親男仲寿章廷鏗等	令旨	韋氏の管轄の承認
23	34a	(1752年頃?)	五府・府僚等官	諒山処藩臣・輔導・珣武伯章廷偵	奉封子伝	韋氏の管轄の承認

まず文書の発給に至るまでの経緯が判明する文書1（1746年）の全文を掲げる。⁹⁾

奉差諒山道督鎮・殄寇將軍・正首号・前翊奇該奇官¹⁰⁾・都指揮使・潘派侯が本処の藩臣・防禦僉事¹¹⁾・條忠伯韋仲容に示す。(韋仲容の)前祖父¹²⁾はささやかながら功労があった。いま黃齒寇が禄平州の民を苦しめた際に、彼(韋仲容)は強い義心を持って(黎朝の)臣となり、国家に忠誠を尽くし、(命を)奉じて征討に従い、かさねて交戦し、諒山鎮城を奪還し、賊寇を平定した。その功績は特別であるので、褒賞を加える。さらに奉伝に照らし、旧来通り五社・庄を管轄とし、息子の珣武伯韋廷貞を補佐とするのを許可し、優れた功労に報いる。以下に照らし、兵を訓練し、旧例に従って軍門(諒山鎮官か)に従って任務に当たり、その管轄もまた部隊を訓練して居民を慰撫し、みなに一致団結して敵に憤る忠誠心、任務を成就して功績を上げる喜びを持たせるべきである。もし怠慢で尽力せず、敵と対峙する際に萎縮し、事件を起こし民を騷擾したならば、公法(による処罰)があるだろう。ここに示す。

(命を)奉じて旧来通り支給して管轄とするのは合計五社・庄である。令旨は後に(諒山鎮官が鄭王に)上申して発給されるのを待つように。率礼社が前項に従うのを許す。¹³⁾

景興四 [七] (1746) 年七月二十二日

本文書は「発信者が受信者に示す」という書き出しで始まっており、示という形式の文書であることがわかる。文書の発信者は諒山督鎮の潘派侯阮潘¹⁴⁾、受信者は藩臣韋仲容である。示

9) 原文は以下の通り(「諒山省文淵州高峙衛高樓総各社古紙」一葉表～裏)。

奉差諒山道督鎮 [鎮]・殄寇將軍・正首号・前翊奇該奇官・都指揮使・潘派侯示本処藩臣・防禦僉事・條忠伯韋仲容。係乃前祖父頗有^マ功勞。茲黃齒寇殘破州民，民[伊?]能堅義為臣，尽忠為國，奉隨攻討，累累戰陣，取復鎮城，掃清賊寇。其功績殊事，加獎賞。仍照奉伝内，仍旧五社庄為該管，及許男子珣武伯韋廷貞為同管，以答殊勞。合照計開，練取^マ兵率，依例属隨軍門必務，其所管又当操率伍，存撫民居，俾咸有同仇敵愾之忠，趨事赴功之樂。敵[倘?]或懈怠不動，臨敵畏縮，及滋事擾民，有公法在。茲示。

奉仍給為該管共五社庄。其令旨待後洞達頒給。許率礼社従前。

景興四 [七] 年七月二十二日

なお原文および訳文中の [] は筆者による言い換え、() は筆者による補足、原文中の四角囲み文字は同定に不安が残る文字をそれぞれ表し、波線は筆者による。以下同じ。

- 10) 奇とは軍隊の部隊であり、統率する兵数は200～500人ほどである。前翊奇は奇の一つであり、500人を統率していたとされる(『歴朝憲章類誌』卷三十九、兵制誌、設置之額、中興後兵籍総数、外兵各營奇隊(東洋文庫蔵X-2-38))。該奇官とは奇の指揮官であり、おそらくは諒山地域で徴発された部隊ではなく潘派侯が諒山地域に赴任する際に引き連れてきた部隊だろう。
- 11) 『官制典例』卷二、十葉裏、軍民防禦使司(漢喃研究院蔵A.56)に「防禦僉事(従七品)」とある。
- 12) ここでの「前祖父」という語は、祖先を漠然と指す可能性が高い。
- 13) 「許率礼社従前」は前段の文脈に合致しないため、仏領期に誤写されたのかもしれない。
- 14) 『大越史記全書統編』卷五、景興四十(1779)年七月条に「潘派侯阮潘」とある。

式文書は率礼社韋氏関連文書中に多数収録されているが、いずれも諒山督鎮から藩臣らに宛てた下行文書である。¹⁵⁾

文書1の主旨は、韋氏が動乱の鎮圧と諒山鎮城の奪還に貢献したことをうけ、諒山督鎮が示式文書により彼らの管轄を承認したというものである。すなわち、率礼社韋氏は「黄齒寇」(後述)なる集団を討伐して団城(諒山鎮城)を奪還したことが記される。

次に奉伝に照らして「旧来通り五社・庄を管轄と」することが承認されている。社(サー xā)とは行政村落であり、一般的に諒山地域では一社に複数の自然集落(バーン bân)が内包される。¹⁶⁾ また、奉伝とは鄭王の命令を五府・府僚官(鄭王府に仕える官僚)が伝達する際の文書である。¹⁷⁾ おそらくは、事前に諒山督鎮が上啓によって藩臣らの功績と管轄の承認を報告しており、それが鄭王により裁可されて五府・府僚官により奉伝が下されたと考えられる。すなわち文書1では「(諒山督鎮の上啓→)鄭王の裁可→五府・府僚官が諒山督鎮に奉伝を送付→諒山督鎮が韋氏に示式文書を送付」という過程を踏んでいることになる。

また表1の各文書などから暫定的に18世紀の諒山地域における文書体系を復元したのが参考図である。¹⁸⁾ このように18世紀の諒山地域では、藩臣や輔導を組み込む形で文書行政が確立していた。

次に、表1の中で最も年代が古い1743年の文書2について考察する。¹⁹⁾ 本文書も「発信者が

15) 藤田励夫が紹介する日越外交文書の中に示式文書が5通あり、基本的に書出しは「差出+示+充所」で、いずれも何らかの命令を伝達する機能を持っているという [藤田 2016: 37-39]。

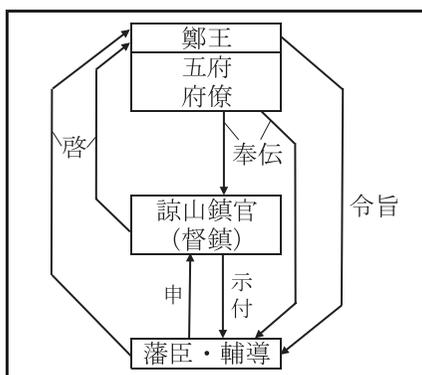
16) 黎朝後期の庄は、低地においては権貴・高官・豪富が貧漂の民を招集し荒地を開いた庄寨を指すが [桜井 1987: 336-338]、山地においては移民集落を指す可能性が指摘されている [岡田 2016: 37 (注 33)]。諒山地域の庄がいずれを指すか判断するのは難しいが、どちらにしても王朝権力の把握度合いが低いことは疑い得ないだろう。諒山地域の社は、史料によって庄と記されることがあり、王朝の把握度合いの低さが看取できる。

17) 『正和詔書』(漢喃研究院所蔵A.256)や『北使通録』(漢喃研究院所蔵A.179)などには「差出+奉伝+充所」で始まる文書が多く収録されている。差出は大半が五府・府僚官で、鄭王の命令を伝達する機能を有していると思われる。充所は各種官僚から「天下官員百姓」まで様々である。史料中ではこの種の文書が「奉伝」と呼ばれているため、本稿でもこの呼称を用いる。なお、筆者の知る限り北部ベトナムで奉伝の現物は確認されていない。

18) 一般的に黎朝政権では、鄭王に宛てる上行文書は啓が使用された。第II章で取り上げる禄平州屈舎社韋氏の家譜に藩臣らが発出した啓が収録されているため、藩臣が直接鄭王に対して上啓する事例の存在が看取できる。ただし、かかる事例は動乱が多発した1730年代末～40年代に限られていた可能性もあり、今後さらなる検討が必要である。また表1には率礼社韋氏を発信者とする申が3通見られるが、いずれも充所が記されていない。ただし『北使通録』巻一、八十八葉裏～九十葉表に収録される諒山督鎮から鄭王に宛てた啓の中で、「諒山処藩臣・中一号首号・宣慰使・幹寿侯韋世藩」ら首長6名の申が引用されており、諒山地域の首長が督鎮に対して申式文書で上申する事例があったことがわかる。そのため、黎朝政権期の申式文書はひとまず首長から諒山督鎮に宛てた上行文書として解釈する。

19) 原文は以下の通り(「諒山省文淵州高峙街高樓総各社古紙」二葉表～裏)。

奉差諒山・安広等処兼督鎮官・副首守号・右捷奇兵該管 [該奇官?]・添 [添差?] 府僚 [僚]・東閣各大学士林侯 [林峯侯] 示轄内藩臣・輔導條忠伯韋廷胤・男子珣武伯韋廷偵。為上上年攻討逆基、茲年又舉兵丁、与環忠侯并各号兵等協力攻破端賊、收復団城、累号殊勞、可加獎賞等因。応許仍依旧賞給該管五社、以表殊勞。合照計開、依如例、練取兵率、留隨兵軍門応務、又当操練



参考図 18世紀の諒山地域における文書体系

受信者に示す」という書き出しで始まっており、文書1と同様の示式文書であることがわかる。文書の発信者は諒山督鎮の林峯侯で、受信者は韋廷甌（文書1の韋仲容と同一人物だろう）および息子の韋廷偵である。彼らは藩臣や輔導と記されており、文書1にも記される通り高樓総の率礼・高樓・禄安・海晏・平西五社²⁰⁾を管轄していたことがわかる。また、末尾で各社において韋氏が徴発を許可された兵の数が列挙されている。ここから、韋氏が社ごとの徴兵を担っていたことがわかる。²¹⁾

文書2の内容を見ていくと、まず何らかの文書の引用があり、そこでは「逆基」（藩臣鑽基、後述）の征討、ついで「端賊」（後述）の征討と団城（諒山鎮城）の奪還に言及されている。すなわち、ここで率礼社韋氏は反乱勢力を討伐して諒山鎮城を奪還したことによって「旧来通りに管轄の五社を褒賞として与える」ことが承認されていることがわかる。文書2の内容だけでは、ここで引用されるのがいかなる形式の文書か不明だが、前述のように文書2と同じ示式

率伍撫居民，俾咸有同仇敵愾之忠，趨事赴功之樂，以便差撥清辺方。倘或懈怠不勤，臨事畏縮，及藉端滋事擾民，有公法在。茲示。
 一、仍給該管五社
 率礼社〈兵率二十人〉。高樓社〈兵率十一人〉。
 禄安社〈兵率六人〉。海晏社〈兵率三人〉。
 平西社〈兵率三人〉。
 景興四年十二月初二日

なお原文および訳文中の〈 〉は原文の割注を表す。以下同じ。

20) 19世紀末に作成された『同慶御覽地輿誌』諒山省、禄平州によれば、高樓総に高樓社、率礼社、禄安社、海晏社、平西庄が属している。これらの社の位置については、第III章の図1を参照。『同慶御覽地輿誌』については、本稿ではNgô Đức Thọ, Nguyễn Văn Nguyên, and Philippe Papin, eds., *Đồng Khánh Địa dư chí*, 3 tập, Hà Nội, Nhà xuất bản Thế giới, 2004を使用した。

21) ただし、実際に軍事行動の際に韋氏が五社から徴発した兵を統率していたか否かまでは断定できない。

文書で類似した内容を持つ文書1では、藩臣らの管轄の承認の際に奉伝に言及されていた。そこで、ひとまず文書2でも同様の過程を経たと考え、奉伝が引用されていると考えておきたい。

続いて文書3²²⁾は、本文書は「発信者。計。一、奉じて受信者に付す」という書き出しで始まっており、付形式の文書と判断できる。文書の発信者と受信者は文書1と同様、諒山督鎮の潘派侯阮潘と韋仲容であり、内容は文書1や文書2と同様、韋氏が反乱鎮圧に貢献があったため韋氏による五社の管轄を承認する内容である。なお付式文書は韋氏関連文書の中に3点収録されており、すべて督鎮から藩臣らに宛てた下行文書である。²³⁾

最後に文書4の全文を掲げる。²⁴⁾

大元帥総国政尚師明王（鄭楹）の令旨。諒山処禄平州率礼社の藩臣・防禦使・條忠伯韋仲

22) 文書3の原文は以下の通り（「諒山省文淵州高峙衙高樓総各社古紙」三葉表～四葉裏）。

奉差諒山^マ督鎮・山西道兼管督領^マ〔鎮〕平寇將軍・正首号・前翊・中勝・中奮等奇該奇官・太保・潘派使〔侯〕

計

一、奉付轄内藩臣中左号副号・防禦使・條忠伯韋仲容。係乃前祖父、于国有功。及黃齒称兵、伊能將率兵丁、聽隨分撥、累陣衝突、收復团城、掃清賊党、現有功績。間已恭奉奉伝、刊給兵民。自此至茲、頗能專勤官役、功在優思〔恩〕、再奉許訂功刪給、仍較量的寔、奉給五社民為該管、及親男珣武伯韋廷偵為同管、以表殊勞。合照計開后練取兵率、屬聽軍門應務。其所管当、操練卒伍、存撫居民、俾咸有同仇敵愾之心、趨事赴功之樂。其令旨待後洞達、奉有歛許。若懈怠不勤、及藉端滋事擾民、有公法在。茲奉付。

……（中略：五社の兵数を列挙）……

景興十年十一月十七日

23) 示式文書と付式文書はどちらも諒山督鎮から藩臣に宛てた下行文書だが、その機能の違いは、現在のところ不明である。なお、蓮田〔2017: 45-46〕が清華地域における付式文書2点を紹介している。

24) 原文は以下の通り（「諒山省文淵州高峙衙高樓総各社古紙」五葉表～六葉裏）。

大元帥総国政尚師明王令旨。諒山処禄平州率礼社藩臣・防禦使・條忠伯韋仲容、親男輔導・珣武韋廷偵等係爾祖父繼襲藩臣已經世代。領因地方有警、乃能伝率家丁討賊、累効勤勞、預賞職爵、經本鎮官給^マ管兵民各社〔各社兵民?〕。茲有啓、乞仍繼襲。經付查寔、応許為繼襲輔導・藩臣。照鎮官所給、共五社、兵率共四十三人、准許同該管、隨管督鎮・督同官、差撥討賊、以靖地方。其内該等社、全年^マ租〔租〕^マ稅庸兵〔共?〕^マ錢壹百捌拾貳貫參陌參拾文捌分、分為夏冬二務、差取足例、除取寓禄每率古錢壹貫、共古錢肆拾參貫、止存古錢壹百五拾玖貫參拾文捌分、^マ通將進納官庫。其木牌・示派・筆墨・猪榔・錢飯等、^マ遵依準定例内、^マ毋得索濫〔濫索〕。其管兵亦当申嚴把〔紀?〕律、操練精熟、以備差行。倘或差行、若煩擾方民、有公法在。茲令。

一、^マ應准給該管兵、共五社、兵率共四拾參人。

禄平州五社

高樓社〈兵率十一人〉全年^マ租〔租〕・庸、古錢參拾五貫壹陌五拾貳文

率礼社〈兵率二十人〉全年^マ租〔租〕・庸、古錢七拾捌貫參陌陸文捌分

禄安社〈兵率六人〉全年^マ租〔租〕・庸、古錢參拾貫陸陌貳拾陸文

平西社〈兵率三人〉全年^マ租〔租〕・庸、古錢貳拾壹貫五陌肆拾文貳分

海晏社〈兵率三人〉全年^マ租〔租〕・庸、古錢拾五貫陸陌拾五文

景興十一年七月初二日

容、親男輔導・珣武韋廷偵らは彼の祖父（祖先の意か）より藩臣を受け継いで既に世代を経ている。地方が侵略を受けた際、そこで家丁を率いて賊を討ち、かさねて尽力したため、職と爵を与え、既に本鎮官は各社の兵や民を管轄させた。いま（諒山鎮官の）上啓があり、依然として（管轄の各社の兵や民を）受け継ぐことを願っている。既に（潘派侯が）付によって事実を調べ、輔導・藩臣を受け継ぐのを許可すべきとした。²⁵⁾（諒山）鎮官の支給したところによると、合わせて五社、割り当てられた兵は計43人で、共同で管轄するのを許可し、督鎮・督同官につき従って、派遣されて賊を征討し、地方を平穩にせよ。そのうちの内該（当該の意か）の社の毎年の租・庸は合計で錢182貫3陌30文8分で、夏冬の二務に分け、（人を）つかわして徴収し慣例の額を満たせば、寓禄は割り当て（の兵1名）ごとに古錢1貫、合計で古錢43貫を除けば、古錢159貫30文8分だけが残るので、（その額を）運送して官庫に納入せよ。木牌・示派（承示および承派錢か）・筆墨錢・ブタや檳榔・銅錢や飯など²⁶⁾は、決定された慣例を遵守し、不法徴収しないように。管轄下の兵もまた規律を重ねて厳格にし、訓練して熟達させ、派遣に備えるべきである。もし派遣された際、地域の民を騷擾したならば、公法（による裁き）があるだろう。ここに令す。

一、管轄の兵、計五社、兵計43人を支給するのを許すべきである。

禄平州五社

高楼社〈兵11人〉毎年の租・庸、古錢35貫1陌52文8（分）

率礼社〈兵20人〉毎年の租・庸、古錢78貫3陌16文8分

禄安社〈兵6人〉毎年の租・庸、古錢30貫6陌26文

平西社〈兵3人〉毎年の租・庸、古錢21貫5陌40文2分

海晏社〈兵3人〉毎年の租・庸、古錢15貫6陌15文

景興十一（1750）年七月初二日

本文書は鄭王が発給した令旨であり、主旨は五社の管轄の保証である。これまでに検討した文書1～3はいずれも示・付形式の文書であり諒山督鎮が発給主体であったが、それらに比して鄭王の令旨は重要性が高いと想定される。おそらくは諒山地域における動乱の鎮圧が一段落着いた頃に、督鎮の報告をうけて鄭王が韋氏に令旨を下したのだろう。

本文書の波線部で徴税の任務について記されている。黎鄭政権下では、1723年以降租庸調と呼ばれる税制が実施されており、税課は租（土地税）・庸（丁税）・調（各種労役）に区分されていた〔竹田1969: 128; 藤原1986b: 400; 上田2010: 105（注6）〕。本文書の末尾に記される社

25) 表1の文書3に対応すると思われる。

26) 属吏が税の徴収や督促の際に得る臨時の給与が承示および承派錢である〔桜井1987: 198〕。また「筆墨」「錢飯」は、いずれも村落に出張勤務する官吏に対して村落の側が支払う札錢の一種と考えられる〔同上書: 198-199〕。「木牌」「猪榔」もおそらくは同様だろう。

ごとの税額もこの制度に則っており、²⁷⁾ ここから韋氏が五社の税課を管轄していたことがわかる。さきに韋氏が社ごとの徴兵を管轄していたことを指摘したが、本文書の末尾にも社ごとの兵数が記されている。以上から、黎鄭政権の支配体制下における藩臣らの任務が社ごとの徴税と徴兵だったといえよう。本文書で彼らは「諒山処禄平州率礼社の藩臣」などと記されているため、率礼社を拠点としていたと考えられるが、率礼社だけでなく高樓社など近隣の四社における徴税と徴兵を担っていたのである（この点は後述）。

また注目すべきは、波線部で「寓禄は割り当て（の兵1名）ごとに古銭1貫」とすると記されていることである。「寓禄」とは俸給であり、²⁸⁾ すなわち、韋氏が税収の一部を俸給として獲得できたということである。また「木牌・示派・筆墨銭・ブタや檳榔・銅銭や飯など」の各種札銭も、慣例の範囲内であれば徴収が容認されている。これら以外にも、各社での徴税の際に規定外の徴収をおこなっていた可能性も十分に想定できる。このように、黎鄭政権の支配体制のもとで各社の徴税と徴兵を管轄することで、藩臣らの側も利益を享受できたのである。これは、黎鄭政権から徴税と徴兵を承認されていた各社が、彼ら藩臣にとっての権益になっていたことに他ならないだろう。²⁹⁾

以上、諒山地域の禄平州率礼社韋氏の事例の考察を通じ、黎鄭政権の外鎮統治とそこにおける藩臣・輔導の役割を考察した。18世紀半ばの諒山地域では社ごとに供出すべき税額や兵数が設定され、藩臣や輔導の称号を与えられた首長が各社の徴税と徴兵を担っていたこと、一方で首長の側にもメリットがあったことなどを明らかにした。³⁰⁾ なおここで田祖や兵役の賦課対象となったのは、基本的に同時代史料中で「土民」「土人」と記されるタイ系の土着住民と考えられる。岡田雅志が述べるように、外鎮の土民に対して18世紀から阮朝明命期の改革以前の時期には平野部の一般正丁の半額負担が定められていた〔岡田 2016: 36（注29）〕。本文書で記される税額もこの規定に則ったものだろう。また本章で復元した文書行政や徴税制度は、西北

27) 古銭とは納税などの国家的支払いに使用される良質な銅銭を指し、黎朝後期には60文=1陌であった〔桜井 1987: 219（注4）〕。なお五社の税額を合計すると181貫3陌30文8分となり、1貫の誤差がある以外は史料中の数字と一致する。また、この五社の税額から後述の寓禄43貫を除いた額（計算上は139貫3陌30文8分）も史料中の数字と異なっており、仏領期に誤写された可能性もある。

28) 黎朝後期には、官僚や軍隊に対し俸給として社を割り当て、そこでの税収を受給者の俸給とする禄社制が採られ、寓禄とは黎朝系文班官職に対する職秩とされる〔上田 2008: 35-40〕。諒山地域の藩臣に対しては各社の税収の一部のみが寓禄とされているが、これも禄社制の一環と考えられよう。

29) 『大越史記全書続編』巻三、永佑五（1739）年四月条には「執政議処置外藩六條。大約以為太原・高平・宣・興・諒山諸鎮、乃国家藩雜。宜隨方処置、以固辺圉。一條、藩臣・輔導、多俸求該管兵民、宜委鎮官簡扱可者、乃授。……（後略）……」とあり、藩臣や輔導の中に「兵・民を該管」することを求める者がいたことがわかる。黎鄭政権から承認を受けて各社での徴税と徴兵に当たることは、彼らの利益獲得につながっていたのだろう。

30) 宇野公一郎は、ムオン・ドン・ムオン族首長丁功氏の家譜を分析して彼らの動向を論じる中で、丁功氏が管轄下の各社の税課と兵役を管轄していたことを述べるが、この部分は聞き取り調査で得られた情報に依拠している〔宇野 1999: 158, 162〕。本稿はこの事柄を、行政文書というより信頼度の高い史料を用いて、より詳細に解明したことになる。

地域など同時代の他の山岳地帯では確認されていない。外鎮の鎮官の任地への直接赴任が決定されるなど黎鄭政権が外鎮統治の構築を目指す中、諒山地域では外鎮の中でも黎鄭政権の統治が機能していたのではないだろうか。

II 18世紀半ばの動乱と諒山地域の在地首長

1. 18世紀半ばの諒山地域における動乱

1730年代末から北部ベトナム全域で動乱が発生するが、それは諒山地域も同様であった。動乱鎮圧後少し経った1777年末に諒山督鎮に任じられた呉時仕³¹⁾は、「請留京兵附鎮啓」と題された鄭王への啓の中で、藩臣鑽基、端賊、³²⁾黄齒賊の反乱により諒山鎮城が三度陥落したと述べている。³³⁾また別の「再請移鎮啓」では、それらの反乱に現地の居民や新来の移民たる農人³⁴⁾が加わっていたと記されている。³⁵⁾

このうち藩臣鑽基は、中国史料では韋福瑄³⁶⁾と記され、永祐三(1737)年頃に反乱を起こすと中越境界地帯を騷擾[鈴木1975:421]、永祐五～六(1739～40)年頃には諒山鎮城(団城)を攻略し、³⁷⁾その後景興三(1742)年二月に捕縛されている。³⁸⁾中国史料によれば彼の集団は広東崇善県の革生葉萐なる人物が首謀者となり、広東人の周老六なる人物が鎗棒教師を務めて

31) 『吳家文派』午峰文集、双仙山洞記には「景興丁酉冬十二月某奉旨出鎮、既到任、見城西南隅一山、号馬[禄馬]、有憑高挹勝之便。」(漢喃研究院所蔵A.117/1)とあり、景興丁酉(1777)年十二月に呉時仕が諒山地域に赴任したことがわかる。

32) 率礼社韋氏閩連文書の前掲文書2に端賊征討について言及されているように、1743年頃諒山地域で活動していた。とすれば『大越史記全書統編』卷四、景興四(1743)年二月条の「諒山土賊陷鎮城、督鎮武佐詠、督同陳公昕死之。時、芹宮劫嘯聚逼城、壅絶餉道。詠告急于朝、命陳綿[廷錦]率師赴之。綿逗遛不進、詠等力竭城陷、皆遇害。藩臣阮廷聘率土兵攻賊、破之、復其城。」という記述に現れる「諒山土賊」が「端賊」に当たると考えられる。

33) 「昔者基・端・黄齒之變、団城三次失守。七州之民、陷於塗炭。朝廷命將出師、厘一番籌畫、屈数年財力。」(『吳家文派』保障宏謨、請留京兵附鎮啓、三十四葉裏(漢喃研究院所蔵A117/5))

34) 農人とは、18世紀に海陸から大量の移民が到来する中で、土着住民と華人・その他異民族の間に位置する「比較的順応度の高い移住者」として黎鄭政権が創出した新しいカテゴリーである。諒山や高平などの地域における農人には、鉦山開発などに沸く商業ブームを背景に商業活動に従事する者、耕作者がいなくなった流散村落において耕作に従事する者、鉦山採掘や森林産物採取に従事する者、藩臣の支配地域で小作人や私兵となる者などがおり、前三者については銀税が課された[岡田2016]。

35) 「昔逆基以藩目唱乱圍城、農人相率影附。温州之民、導逆端從京北上。文闌[蘭]・七泉之民、導黄齒從太原来。団城屢次失守、動勞廟算。」(『吳家文派』保障宏謨、再請移鎮啓、二十一葉表(漢喃研究院所蔵A117/5))

36) 「韋福某」という名前から、後述する禄平州屈舍社韋氏との関連が推測されるが、屈舍社韋氏の家譜には彼に関する情報は記されておらず、詳細は不明である。

37) 「諒山鎮総撫參從戸部尚書暉郡公吳廷碩卒于鎮。廷碩出諒山纔数月、藩臣鑽基反、圍団城。城中無兵、或勸之走可免。廷碩曰「吾職守土、当死此城。去將安之。」遂為賊所陷、至是卒。」(『大越史記全書統編』卷三、永祐六(1740)年二月条)

38) 『大越史記全書統編』卷四、景興三(1742)年二月条に「阮登頭擒鑽基於横溝。始基作乱、攻団城。督鎮吳廷碩為所陷。王襲位、命攻破之、基敗走。至是獲斬之。」とある。

いたとされ、³⁹⁾ 中国からの移民を勢力内に取り込んでいたことは間違いない。

また黄齒賊（寇）は、莫氏の残党を自称していたとされる。⁴⁰⁾ 率礼社韋氏関連文書の前掲文書1（1746年）で言及されているように、諒山地域では1744年末～45年頃に文蘭州を騒擾しているようである。牛軍凱によれば、莫氏残党は当時広西省に逃れていたが、北部ベトナム各地で動乱が発生したことにより、高平地域の保楽を拠点として反乱を起こし、当時ベトナム北部山地で鉱山採掘に従事していた華人集団も少なくない数が彼らに帰附したという〔牛 2012: 148–154〕。ただし18世紀後半の官僚黎貴惇が記した『見聞小録』は、黄齒なる集団が広西省「向武州の人」により構成されていたと記す。⁴¹⁾ この二史料を整合的に解釈しようとする、二つの可能性が考えられよう。第一に黄齒賊の統率者が莫氏残党でその配下が向武州の人々だった可能性、第二に実際には莫氏の血を引いていない向武州の人々が故意に莫氏の後裔を名乗った可能性である。後者の場合は、現地民の間で莫氏政権の記憶が残っており、莫氏の血統の主張が威厳の獲得につながったことを示すだろう。いずれにしても黄齒賊が中国広西省から到来した集団であることは疑い得ない。

このように1730年代末～40年代に、諒山地域も頻繁に動乱に巻き込まれており、現地居民や広西方面からの移民も反乱勢力に参加していた。桜井由躬雄が論じたように、同時期の北部ベトナムではほぼ全域で自然災害や流民の大量発生に起因する動乱が起こっていたが、中でも諒山地域は流散村落が多く発生していた〔桜井 1987: 334, 348〕。その背景として、戦乱や自然災害などのほかにも、南中国～東南アジアのヒトの移動の活発化とそれに伴う流動性の高まりがあったといえよう。かかる状況下では在地首長であってもその地位が危機に晒されていたと推測できるが、以下禄平州屈舎社韋氏の事例を分析していく。

2. 18世紀半ばの動乱と禄平州屈舎社韋氏

禄平州屈舎社韋氏については、ランソン省博物館に家譜が所蔵されている。本家譜が記載する系譜は19世紀初頭で終わっているため、19世紀前半に編纂されたと考えられる。表紙に「韋家譜記」と記され（写真1）、18世紀半ばの文書を多く収録している（表2）。

ここでは18世紀半ばの動乱に際する屈舎社韋氏の動向を考察するため、表2中の2番の文書を掲げる。本文書は1745年に作成された諒山督鎮宛ての申であり、⁴²⁾ 前半では1743年までの

39) 『史料旬刊』第十六期、安南土官韋福瑄滋擾諒山案、譚行義摺（台北：国風出版社、1963年、p. 298）

40) 『欽定越史通鑑綱目』景興五（1744）年五月条の註に「莫氏遣擊。号黄齒賊。是年寇高平、督鎮廷伯率兵進勦、大破之」とあり、彼らが莫氏残党を自称していたことがわかる。『欽定越史通鑑綱目』は影印本（台北：国立中央図書館、1969年）を利用した。

41) 『見聞小録』巻六、封域、四十葉表～裏（漢喃研究院所蔵VHv.1322）に「宣光処有諸種人。……（中略）……一曰黄齒。多向武州人、好染齒。穿山涉水、甚捷、性悍無類、不治生業、只好漂掠。」とある。本史料については岡田〔2016: 9–16〕も参照。

42) 「諒山処禄平州屈舎社藩臣・防禦僉事・ 侯申。為陳由来歴及己身功績事。原於前祖祖父歴代為臣、



写真1 韋氏家譜（筆者撮影）

表2 「韋家譜記」収録の公文の写し一覧

年月日（旧暦）	発給主体	形式	内容	葉数	備考
1	諒山処長慶府祿平州屈舍社藩臣・輔導某侯	申	始祖から韋福（世）琴に至るまでの系譜と功績	1a-5b	
〔承抄歴代先祖官廼姓字〕と題して韋氏の系譜を記述）				6a-12a	
2 景興六（1745）年四月十某日	諒山処祿平州屈舍社藩臣・防禦僉事・榮寿侯	申	1739～45年の間の功績を申告	12b-17a	
3 景興四（1743）年四月十某日	諒山処祿平州屈舍社堅義藩臣韋世琴・韋世綿・黄廷暹・黄廷滔・黄銳基・阮倫琢	啓	景興四年の動乱にともなう功績を申告	17b-20a	
4 景興十一（1750）年五月二十某日	諒山処祿平州屈舍社藩臣韋世琴	申	1741～46年の間の功績を申告	20b-24a	
5 景興十一（1750）年六月十某日	諒山処祿平州屈舍社銳基黄登楊	申	1740～46年の間の功績を申告	24b-26a	
6 景興四（1743）年四月二十某日	諒山処祿平州屈舍社防禦僉事・銳基黄登楊	申	景興四年の動乱にともなう功績を申告	26b-27b	本文に景興五年の内容が含まれており、正しくは景興六年作成か

竭節宣勞，輔佐王室，奉差征討，頗有勲勞，守禦辺方，鎮撫群動，祇受勅命，累蒙寵秩，恭奉旨令〔令旨〕，該管兵民。垂及子孫，閭閻繼襲。於己未年，忽被小醜唱為亂運〔逆〕，是日投生高平。赴京謹啓，恭奉奉伝，許屬督領官先鋒，攻勦賊党，並已清平。迺於庚申年三月日，再恭奉奉伝，属随前内水隊林

動乱鎮圧の際の功績およびそれに対する論功行賞を列挙し、後半では1744～45年の動乱鎮圧の際の功績を報告した上で、それに対する論功行賞および管轄してきた各社の兵や民の再承認を要求している。⁴³⁾ まず前半の冒頭を掲げる。

諒山処禄平州屈舎社の藩臣・防禦僉事・栄寿侯の申。来歴および自身の功績を陳情致します。元来前祖祖父の際に代々臣となり、誠意を尽くし尽力し、王室を輔佐し、(黎朝皇帝の)命を受けて差遣されて(賊を)征討し、いくらか功勞があり、辺境を守備し、群衆を安撫し、勅命を謹んで受け、度々高位の官職を授かり、恭しく令旨を奉じ、兵と民を管轄しました。(この状況は)子孫にまで伝わり、功臣の家柄を継承してきました。己未(1739)年、突然卑賤な輩が反乱を起こし、この日高平に(逃れて)生活の途を求めました。赴京して謹んで上啓し、恭しく奉伝を奉じ、督領官の先頭部隊に属することを許され、賊党を攻撃し、みな既に平穏となりました。庚申(1740)年三月某日になって、再び恭しく奉伝を奉じ、前内水隊⁴⁴⁾ 林武侯に従い、八位地方で賊の戸忠・儒逢一味を征討し、ならびにその地方の民を導いて、投降帰順させ、公務を輔佐致しました。辛酉(1741)年九月某日にいたり、恭しく奉伝を奉じ、前奉差督領官泰嶺侯に従い、先頭部隊として本処の賊徒瓚基を攻撃し、賊と何度か交戦し、先頭部隊を率いて四十五人の首を斬り、銃四十四口・馬二匹を獲得し、先日前督鎮官に納めて(朝廷に)順次納めました。命を受けて防禦僉事の職に昇進し、再び奉伝を承け、以前から管轄している兵と民、禄平州・安博州の錦段・靖茹・三弄・安快・永康・恒産・延業・太平・麗遠・福勝などの社の兵と民を支給され、韋世琴と前親兄冠寿□兄弟と共同で管轄するのを許され、本処(の官)に従って任務に当たりましたが、みな小さな過失もありませんでした。

本文書の発給者である栄寿侯は、本家譜の別の箇所によれば韋福琴という名であり、宣慰大使(正三品)の職まで昇進したとされる。⁴⁵⁾「諒山処禄平州屈舎社の藩臣」と記されているので、

、 武侯、攻討賊戸忠・儒逢等輩、在八位地方、并誘導伊民、投降帰命、済其事務。至於辛酉年九月日、恭奉奉伝、属随前奉差督領官泰嶺侯、先鋒攻討本処賊徒瓚基、与賊交攻各陣、率先鋒、斬得四十五賊・挟銃四十四口・馬貳匹、日者納在前督鎮官通納。奉陞防禦僉事職、再承奉伝、刪給旧管兵民、禄平州・安博州、錦段・靖茹・三弄・安快・永康・恒産・延業・太平・麗遠・福勝等社兵民、許韋世琴与前親兄冠寿□兄弟、同為該管、随本処応務、竝無毫罔。】(「韋家譜記」十二葉裏～十三葉裏) なお原文中の□は一字不読を表す。以下同じ。

43) 本申式文書には受信者が記されていないが、諒山督鎮宛ての上行文書と考えておく。注18)参照。

44) 隊は奇と同様に軍隊の部隊であるが、奇よりも規模は小さい。内水隊はその一つで、統率する兵数は15人ほどだった(『歴朝憲章類誌』卷三十九、兵制誌、設置之額、中興後兵籍総数、外兵各營奇隊)。

45) 「……(前略)……生罔寿侯韋福琴、襲承父業該管兵民、恭奉勅命、為宣慰大使職、仍爵。】(「韋家譜記」五葉表～裏) なお韋福琴と韋世琴は同一人物と考えられる。以下史料原文の引用を除いて韋福琴で統一する。

屈舎社を拠点としていたと考えられる。

1739年の反乱発生時に「高平に（逃れて）生活の途を求めました」と記されていることから、屈舎社韋氏は諒山地域の北隣の高平地域に逃亡せざるを得ないほど甚大な被害を受けたと判断できる。この時反乱を起こした「卑賤な輩」は、藩臣鑽基を指すのだろう。

韋福琴は1741年に鑽（鑽）基を攻撃した後に防禦僉事（従七品）⁴⁶⁾に昇進しており、反乱鎮圧の功績によって黎鄭政権から官職を授与されたことがわかる。また奉伝によって「以前から管轄している兵と民、禄平州・安博州の錦段・靖茄・三弄・安快・永康・恒産・延業・太平・麗遠・福勝などの社の兵と民を支給され」ている。社の兵と民の支給とは、前述の率礼社韋氏のように各社の税課と兵役の管轄の委任を指すのだろう。屈舎社韋氏が反乱鎮圧の功績によって従前の管轄（屈舎社などか）に加えて新たに十社の管轄を許可されたことがわかる。

また本文書の続く箇所では1742年に言郡なる人物の集団が禄平州を侵略した際の様子が記される。⁴⁷⁾

壬戌（1742）年八月某日にいたり、賊徒言郡が棍徒千人以上を呼び集め、禄平州各社の人民を騷擾し、残虐より甚だしいものでした。前親兄冠寿、および右捷（奇）⁴⁸⁾旧随号允忠、ならびに清父優兵⁴⁹⁾七人は、力不足で制圧することができず、同時に被害を受けました。韋世琴は軍門（諒山鎮城か）で任務に当たっておりましたが、鎮官嶺石侯の付を承けて差遣されて征討し、戦闘で賊の首を斬り、銃・武器を獲得し、および言郡を捕獲し、諸府門（諒山鎮官か）に送り（朝廷に）解送し納入致しました。近頃前鎮官が旧来通りに伝を奉じ、以前のように各社の兵や民を支給し、韋世琴が管轄し、本鎮（の官）に従って任務に当たるのを許可されました。

ここでは言郡の禄平州侵略の際に文書作成者である韋世（福）琴の兄である冠寿（爵号か）が死亡している。韋福琴の兄であることから、相応の有力者と考えられる。かかる人物の死は、屈舎社韋氏にとって痛手だったに違いない。またこの時には、右捷奇随号允忠や清父優兵など他地域から諒山地域に派遣された応援部隊も被害を受けており、被害の甚大さが窺える。無論

46) 『官制典例』巻二、十葉裏、軍民防禦使司に「防禦僉事（従七品）」とある。

47) 「迺於壬戌年八月日、賊徒言郡嘯聚棍徒外千余人、侵破禄平各社人民、甚於酷害。其前親兄冠寿、及右捷旧随号允忠、并優兵七人力不能制、一時被害。其韋世琴在軍門應務、承鎮官嶺石侯付差攻勦、陣前斬得賊賊、收得銃口・器械、及浮〔俘〕獲言郡、通諸府門解納。問者承前鎮官依前奉伝、刪給付各社兵民如原、許韋世琴該管、隨本鎮應務。」（『韋家譜記』十三葉裏～十四葉表）

48) 奇については注10)参照。右捷奇は奇の一つであり、400人を統率していたとされる（『歴朝憲章類誌』巻三十九、兵制誌、設置之額、中興後兵籍総数、外兵各營奇隊）。

49) 「優兵」とは黎朝復興の主力となった清化・乂安出身の兵士のことで、黎鄭政権の軍隊の中心となって大いに優遇されたので優兵と呼ばれた〔藤原1986a: 558〕。おそらくは右捷奇随号允忠により統率されて諒山地域の防備に当たっていたのだろう。

本文書は諒山督鎮宛ての上申であるため誇張や脚色が含まれている可能性もあるが、高平地域への逃亡や構成員の死亡などの内容は完全な捏造とも考えづらく、18世紀半ばに禄平州は頻繁に動乱に巻き込まれるなかで屈舎社韋氏が被害を受けたのは事実と考えて良いだろう。

また前述の如く1741年には反乱鎮圧における功績をうけて黎鄭政権が奉伝を発給し、韋氏の管轄を承認していたが、それは1742年の箇所でも同様であり、韋福琴が言郡を捕獲すると伝（奉伝と同一か）により従来通り各社の兵や民の管轄を承認されている。さらに本文書の続く箇所⁵⁰⁾では、1743（癸亥）年に端郡（端賊か）により団城が侵略され諒山鎮官が死亡したことをうけ、端郡を征討して功績を奉差京北道統領官綿郡公に報告し（表2中の3番の文書に対応）、鄭王の令旨により招討僉事（正六品）⁵¹⁾に昇進、伯爵が授与され、同年六月新たに赴任した泰嶺侯によって旧来の管轄が承認されている（「依所原管」）。以上のように、屈舎社韋氏に功績があるたびに、黎鄭政権が文書の発給を通じて官職を授与すると同時に彼らの管轄を承認していることが看取できよう。

次に、本文書の後半部⁵²⁾では、1744（甲子）年に嘉閔社を歸賊なる集団の攻撃から守り、禄平州錦段社などを侵略した賊徒を征討したこと、同年に文蘭州・文淵州を攻撃した黄齒賊を征討したこと、1745（乙丑）年に安博州を侵略した瑟賊なる集団や、鎮の治所を攻撃した「外国」（国外の意か？）の暴徒を征討したことなどが記されている。このように1744～45年にも功績を上げたことを主張した上で、末尾（注52）の波線部）において、従来管轄していた各社の兵と民の管轄の再承認と、鄭王の令旨の発給を要請している。ここで韋福琴が最終的に鄭王の令

50) 「于癸亥年四月日、賊徒自称圖郡及外国棍徒三衛圖輩侵破団城、官軍被害。其世琴在屯、図見急報、即刻糾率内該各社兵丁、図率先鋒黄銳基・阮儒琢攻破各陣、斬得賊賊、及生擒銃口・馬匹・旗鼓・器械等物。間者備類功績、納在奉差京北道統領官綿郡公。恭奉令旨、准放陞招討僉事職・伯爵。於是年六月日、奉見奉差官督鎮前泰嶺侯、赴任本处。日者照查功績、憫有微勞、依所原管、再示給賞先安州定立・丙舎・堅木等社兵民、許黄銳基為該管、立屯禦在伊地方、制禦賊徒。□督鎮官、任未半年、忽被不圖。」（「韋家譜記」十四葉表～十五葉表）

51) 『官制典例』卷二、十葉裏、軍民招討使司に「招討僉事〈正六品〉」とある。

52) 「於甲子年八月日、再恭奉伝攻禦歸賊。日者韋世琴・黄銳基糾率本号官兵、整備旗幟・器械・銃口・薬弾、進就嘉閔、築壘圖。于是年十月初五日、賊徒侵破禄平州錦段・錦花・三弄等社、承票旋回攻勦。其韋世琴率本校差防禦僉事銳基黄廷楊、星趨日夜、進回攻討、不旬日間、賊徒敗走、伊方復業如故。又是年十月二十六日、黄齒賊侵破文蘭・文淵等州地方人民、甚於殘害。承付差攻勦、出園入險、自十月至正月日、与賊交各陣、斬得賊賊、与俘獲生擒銃口・旗鼓。攻[功]績已有轉啓、未蒙軫。及迺於乙丑年二月初四日、賊徒□副仕社瑟等嘯聚、在東朝・陸岸等地方、侵破安博州。于時承付差率本号官兵、直抵陸岸、攻討賊徒敗走、招撫方民、各復回生業、再訂期交攻与瑟賊。且聞鎮所被外國棍徒潛夜燒破、掠取財物。其韋世琴聽聞消息、志恟中肝、日夜旋回鎮所應務。於是年三月十七日、賊徒□功厚嘯聚外國棍徒等輩、侵破先安州・安広州潺溪地界、承付差糾□管兵丁□率、与防禦僉事黄銳基・百戸阮儒琢、率先鋒直圖賊屯、交鋒各陣、奮力先鋒斬得賊賊、及生擒銃口・器械等項、已備投納。為此備実来申、乞審実攻[功]績内、恤及微圖、刪給旧管圖原鏡段・靖苑・三弄・安快・太平・福勝・珠卷等社兵民為該管、啓聞洞達、恭乞令旨、奉回放賜、仰蒙万賴。景興六（1745）年四月十日申。」（「韋家譜記」十五葉裏～十七葉表）なお嘉閔社は、1725年に諒山鎮から京北鎮に編入されており（『北使通録』卷一、七十一葉表～七十二葉裏）、両鎮の境界付近に位置していたと考えられる。

旨を要求していることから、彼らにとって示や付など諒山督鎮が発給主体の文書より鄭王の令旨の方が重要性が高いと認識されていたと想定される。

以上を総合すると、18世紀半ばにおいては諒山鎮城だけでなく禄平州も頻繁に動乱に巻き込まれ、屈舎社韋氏も高平地域への逃亡や構成員の死亡など小さくない被害を受けており、首長の地位も不安定だったと思われる。かかる状況下で、韋氏に対し反乱鎮圧などの功績があるたびに、黎鄭政権は令旨や奉伝など文書の発給によって頻繁に首長に官職を授与し、各社の管轄を承認していた。前述の鑽基のように首長からも黎鄭政権に対し反旗を翻す者が現れるという流動的な情勢の中で、首長たちを自らの側につなぎ止めておこうという黎鄭政権側の意図の表れといえよう。

ここで想起すべきは、前章で考察した率礼社韋氏の事例において、彼らが藩臣鑽基、端賊、黃齒賊などの反乱を討伐すると、諒山督鎮や鄭王が示・付・令旨などの文書を発給していたが、これらの内容はいずれも高樓総五社における税課や兵役の管轄の承認であったことである。すなわち、禄平州率礼社韋氏に対し、黎鄭政権は文書の発給を通じて頻繁に彼らの管轄を承認していることになる。その背景に、流動的な情勢の中で首長たちを通じた支配を機能させようとする黎鄭政権の意図があったことは、間違いないだろう。

また首長たちの側もかかる黎鄭政権の施策を利用している様子が窺える。前述の如く諒山督鎮宛ての上申文書の末尾において、屈舎社韋氏は従来管轄していた各社の兵や民の再承認を要請していた。前章で述べたように社ごとの徴税を担当することは首長たちにとってもメリットがあったため、彼らはその権益を保持するために管轄の再承認を求めたのだろう。⁵³⁾ いうまでもなく動乱が多発する状況下では、彼らが既得権益を保持するのは困難だっただろう。そこで彼らは黎鄭政権との関係構築を通して権益の獲得と保持を企図したのである。次に章を改め、黎鄭政権と在地首長との関係の実相を見て取れる禄平州率礼社韋氏の管轄削減の事例を考察する。

III 18世紀後半における禄平州率礼社韋氏の動向

1. 禄平州率礼社韋氏の管轄の社の削減

ここでは1778年に率礼社韋氏の韋廷偵から発出された申（表1の文書10。受信者は記されていないが諒山督鎮としておく。注18）参照）を使用する。本文書においては、冒頭で始祖以来の系譜、ついで1739年以降の動乱鎮圧の際に発信者の父親（韋仲容）が上げた功績、文書

53) ただし、1741年の際には黎鄭政権から韋氏に兵や民が支給された社として十社が挙げられているが、注52)で掲げた史料の末尾（波線部）で列挙される再承認を要請する社の数は七であり、韋氏が徴税と徴兵を管轄する社の数が減少している。詳細な背景は不明であるが、おそらくは既述のように、動乱の多発や首長の地位の不安定などを原因として、首長が管轄する社も固定していたわけではなく、その数の増減が常態化していたのだろう。次章で考察する率礼社韋氏の事例も参照。

発信者（韋廷偵）自身の功績や経歴、管轄社数の削減の経緯が記された後、最後に管轄社数の回復の請願で締めくくられている。このように全体として、管轄社数の回復のために自身の正統性や先祖代々の功績を申告する構図になっている。そこで最初に、管轄社数の削減の経緯を記した箇所を引用する。⁵⁴⁾

戊子年（1768）、（韋廷偵は）前鎮官吳陳植の示⁵⁵⁾を承け、息子の韋廷珠・韋廷隆らに五社の兵や民を共同で管轄することを許可されました。本年この官（吳陳植）は内該民⁵⁶⁾の海晏・禄安・西平（平西）三社を選び取って内鎮の兵・民とし、代わりに義泉・達信二社を支給することを決定して先例とされました。しかしながら義泉社は本社の立武伯が巡視しており、（韋廷偵たちは）粗忽にもその駐屯地を喪失しました。ほどなく、彼は再び奉伝を受け取り、その社の管轄を支給されました。達信社は、以前から（民が）貧しく流亡しており、ほどなくまた流亡して失跡してしまったので、しばらくして既に（鎮官に）返納し、ここに至ってもまだ代替支給を受けておりません。

これによれば、1768年に諒山督鎮吳陳植⁵⁷⁾が旧来率礼社韋氏が管轄していた禄安・海晏・平西（西平）三社（図1）を「内鎮」に編入した後、韋氏には代わりに義泉社・達信社が支給されるが、これらの社は別の首長（立武伯）が巡視している、ないし民が流亡しているなどの理由で諒山鎮官に返納し、その後代替支給はなかったという。このように1768年に吳陳植が禄安社・海晏社・平西社を「内鎮」に編入したのを契機に、率礼社韋氏が徴税や徴兵を管轄する社の数が五から二に減少したことがわかる。「内鎮」については、前述の吳時仕の上啓「区処藩方啓」で「一條、諒山鎮兵の旧額は100です。藩臣が選抜し納入した者に基づいて任務に当たらせておりました。近頃鎮臣は100を選び取り、内鎮の正兵とただだけでなく、さらに増やして附兵100を取り、薪を採り水を汲むなどの雑役に供給しました。これから初めて正兵・附兵の名が生まれました。」と述べられており、⁵⁸⁾従来は藩臣が鎮官に納めた兵によって鎮兵

54) 「戊子年、承前鎮官吳陳植示、給親男韋廷珠・韋廷隆等為同管五社兵民。是年所被伊官創為始例、揀取内該民海晏・禄安・西平三社、囚為内鎮兵民、而替給義泉・達信二社。然義泉社乃本社立武伯巡署、疎忽被失其管。未幾、伊復領得奉伝、撥回伊社該管。其達信社、由素貧漂、未幾亦漂失跡、間已承將納入、至茲未承替給。」（『諒山省文淵州高峙衙高樓總各社古紙』十六葉裏～十七葉表）

55) 本史料九葉表に収録される景興二十九年十月二十一日付の吳陳植の示（表1の文書7）を指す。

56) 「内該民」の意味は不明だが、黎鄭政權の徴税体制において社ごとの徴税に当たった人々を指す「該民」の意か。「該民」については上田 [2010: 95] 参照。

57) 『大越史記全書統編』卷五、景興二十九（1768）年三月条には「令諒山沿辺、植木表以別北界。從督鎮吳名植之請也。」とあり、吳名植は吳陳植に当たると考えられる。

58) 「一條、鎮兵旧額一百。拋藩臣揀取填納必務。近来鎮臣既揀取一百、為内鎮正兵、復増取附兵一百、以供柴水雜使。自是始有正兵・附兵之名。」（『吳家文派』区処藩方啓、第十葉表～裏（漢喃研究院所蔵 A. 117/5））

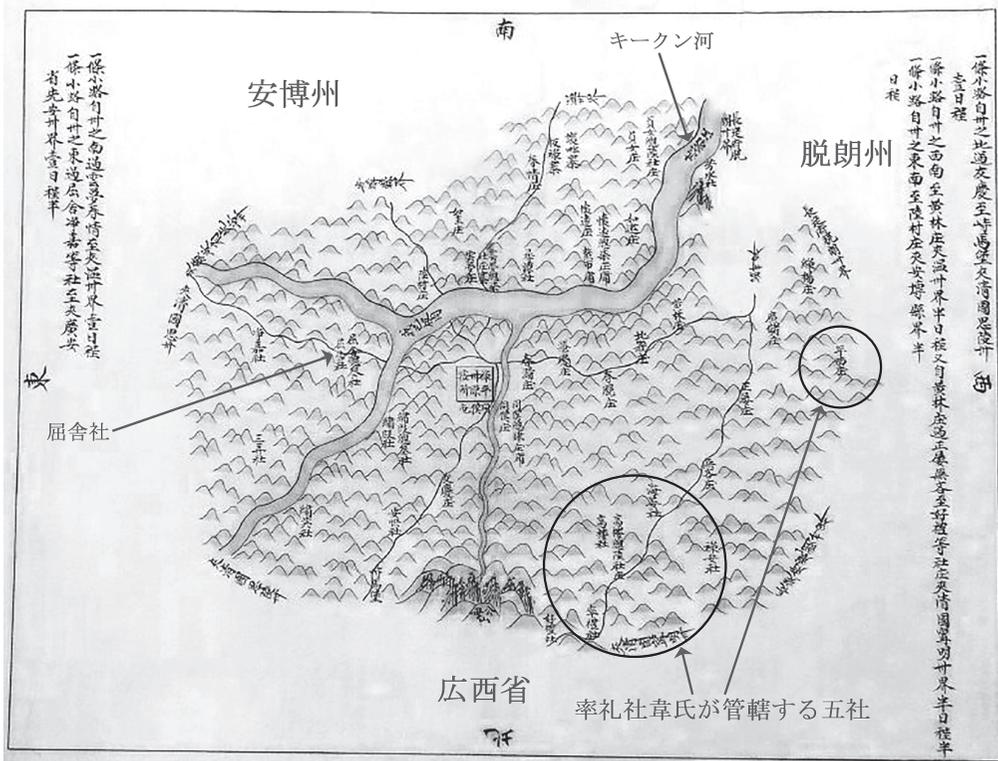


図1 禄平州周辺図

出所：Ngô Đức Thọ, Nguyễn Văn Nguyên and Philippe Papin, eds., *Đông Khánh Địa dư chí*, tập 3. Hà Nội, Nhà xuất bản Thế giới, 2004, tr. 122 をもとに加筆。

(鎮官が統率する部隊か) が形成されていたが、近年は鎮官が100を選び取って「内鎮の正兵」としたという。100という数は諒山地域全域で徴発される兵数にしては少なすぎるため、⁵⁹⁾「内鎮の正兵」はその中の諒山鎮官が直接指揮する部隊と考えられる。また、前掲の韋廷偵の申では、禄安など三社が「内鎮」に編入されると藩臣である韋氏が三社における税課や兵役の管轄を喪失していた。これらを考え合わせると、「内鎮」に編入された社における徴税と徴兵は鎮官(ないしその属吏)が担当し、その社から徴発される兵は藩臣ではなく諒山鎮官指揮下の「内鎮」なる部隊に編入されたと考えるのが自然だろう。とすれば1768年に諒山督鎮呉陳植が率礼社韋氏の管轄の三社を「内鎮」に編入した目的の一つは、諒山鎮官直属の「内鎮」部隊の増強(ないし結成)と考えられる。

59) たとえば阮朝初期における諒山地域の土兵数は718人である。『欽定大南会典事例』卷一四六、直省軍号、諒山、第二十一葉表に「嘉隆元年、揀点該轄土兵七百十八人、置為雄捷奇七校及守南関・油村関二校、校各二隊。」とある。なお『欽定大南会典事例』は天理大学所蔵本を使用した。

また、諒山鎮官が藩臣の管轄の社を「内鎮」に編入したことは、当時の藩臣の在地性を考えるうえで非常に興味深い。韋氏は、本文書の冒頭で自らを「長慶府禄平州率礼社の藩臣」と称し、⁶⁰⁾ 始祖以来の来歴を陳述する中で率礼社を本貫かつ居住地としてきたと述べている（後述）。また前掲の鄭王の令旨（文書4）にも「諒山処禄平州率礼社の藩臣」とあり、率礼社を拠点としていたことは間違いない。⁶¹⁾ それは、鄭王の令旨（文書4）に記される率礼社の税額や兵数が他社よりも多いことから示唆される。首長集団の拠点であるが故に彼らの影響力によって住民の編籍が進み、それに応じて税額や兵数が増加するのは容易に想定できよう。このように、率礼社については韋氏の在地性が確認できる。

一方少なくとも禄安・海晏・平西三社については、韋氏の在地性が認められない。これらの社が1768年に「内鎮」に編入された後の経緯について、本文書では、先の引用箇所に続けて以下のように述べる。⁶²⁾

禄安社は、壬辰年（1772）に旧鎮官慶川伯が守隘号琨忠侯に支給して管轄させました。これはすなわち内該民の三社が理由もないのに失われ、ただ高樓・率礼二社しか残っていないということです。父子四人が協同で管轄しており、もし任務や差遣があれば、分遣に堪えがたいでしょう。……（中略）……丙申年（1776）にいたって、旧鎮官黎仲信⁶³⁾と前督同官李陳櫛⁶⁴⁾らに事情をあわれんで頂き、そこで以前の命令によって管轄していた西平・海晏二庄を再び支給して頂きました。ほどなくして前鎮官武基はまたもや兵と民を安撫するという理由で（?）、再び（官に）おさめて内（内鎮か）に入れました。

これによれば、海晏・平西二社は「内鎮」に編入された後、1776年には鎮官黎仲信らによって再び率礼社韋氏の管轄とされた⁶⁵⁾が、まもなくして新たに赴任した鎮官によって再び「内鎮」

60) 「長慶府禄平州率礼社藩臣・中左号副号・防禦僉事・珣武伯韋廷偵、男子韋廷鑑・韋廷珠・韋廷隆等申。為陳由先世譜係〔系〕、已身履歷。從來奉有差行、粗効微勞、仰蒙照恤、奉欣敕令、繼襲該管兵民。仍各具事跡、備實類計于后。」（「諒山省文淵州高峙衛高樓総各社古紙」十二葉表）

61) 三教祠を建造した際の功德碑である「三教祠功德碑」（1780年立碑）においても、「禄平州率礼社勝前号副号珣武伯韋廷偵」として登場する。本碑文はランソン省ランソン市タムティン郡の二青洞（động Nhi Thanh）の壁に刻まれている。漢喃研究院蔵拓本No. 44658。筆者は2016年1月16日および2017年12月27日に実見調査をおこなった。ベトナム人研究者による紹介としてNguyễn Thị Thảo [2001]がある。

62) 「其禄安社、於壬辰年、承見旧鎮官慶川伯撥給守隘号琨忠侯該管。是則内該民三社、無故控失、只存高樓・率礼二社。父子四人同管、如有応務差行、難堪調撥。……（中略）……至丙申年、承旧鎮官黎仲信与前督同官李陳櫛等照恤事情、仍還給旧令所管西平・海晏二庄。未幾、承前鎮官武基又拋鎮兵民復収〔内〕。」（「諒山省文淵州高峙衛高樓総各社古紙」十七葉表～十八葉表）

63) 『大越歴朝登科録』卷三、五十八葉裏（漢喃研究院蔵A.2752）によれば、景興九（1748）年戊辰科進士。唐豪県遠舎社の人。

64) 『大越歴朝登科録』卷三、六十三葉裏によれば景興三十（1779）年己丑科進士。慈廉県雲耕社の人。

65) この時鎮官から発給された示式文書が率礼社韋氏関連文書に収録されている（表1の文書9）。

に編入され、禄安社に至っては壬辰年（1772）に諒山鎮官慶川伯によって守隘号琨忠侯（脱朗州有秋社の阮廷璿）⁶⁶⁾に支給されたという。このような徴税や徴兵の管轄者の度重なる変更は、禄安・海晏・平西三社において韋氏が在地性を有さないことを示唆しよう。少なくとも諒山鎮官は、韋氏とこれら三社との結びつきは強くなく他の藩臣や鎮官自身（ないし彼の属吏）であつても徴税や徴兵を管轄可能であると認識していたのである。鄭王の令旨（文書4）に記載されるこれらの社の税額や兵数が率礼社などに比べて極端に少ないことも、王朝権力や藩臣の影響力が殆ど及んでおらず、住民の編籍が進んでいないことの表れだろう。更にはこれら三社が頻繁に庄と呼ばれていることから、これらの社において王朝権力が住民を十分に把握できていなかったことは明白である。⁶⁷⁾ いずれにせよ、当時藩臣や輔導が税課や兵役を管轄する社には、自らが拠点とする社とそうではない社とが存在しており、在地首長といつても管轄下の全社に対し在地性を有するわけではなかったといえる。

話を率礼社韋氏に戻すと、鎮官からの圧力によって管轄の社が「内鎮」に編入され、彼らの管轄の社が五社から二社のみ減少してしまう。このような状況下で作成されたのが管轄社数の回復を要求する本文書（文書10）である。そこで、節を改めて彼らの主張を考察する。

2. 韋廷偵の主張

本文書で最初に記されるのが始祖韋世徳の功績と移住経緯である。該当箇所を引用する。⁶⁸⁾

始祖諒郡公韋世徳の本貫は父安処天禄県髮舎社です。昔時に忠誠を尽くして義兵を起こし、国家において功がありました。聖徳をたまわり、僅かな労苦を憐れんで頂き、（勅を？）賜って諒山処の藩臣となり、国家と苦楽を共にし、功臣の家柄を継承し、禄平州率礼社を本貫かつ居住地とし、令旨を発給され、高樓総五社・広儲総四庄を管轄しました。

ここでは始祖韋世徳の本貫は北中部の父安地域であり、功績を上げて諒山地域の藩臣に任じられ、禄平州率礼社へ移住してきたと記されている。おそらくこれは現存する諒山地域の首長集団の家譜の多くにみられる、「自らの始祖は父安出身で、15世紀初頭の明朝軍駆逐と黎朝の創建に貢献し、黎朝皇帝の命を受けて移住し諒山地域を守備するようになった」とする祖先移

66) 「諒山省脱朗州有秋総有秋社古紙」第五葉表（漢喃研究院蔵 AH. a4/6）に収録される諒山督鎮から阮廷璿に宛てた示式文書で、阮廷璿が琨忠侯の爵号を帯びて登場するため、琨忠侯が脱朗州有秋社の首長集団阮廷氏の一員であることがわかる。そのほか『北使通録』巻一、第四十三葉表～裏に収録される五府・府僚官の奉伝（1759年）においても「琨忠侯阮廷璿」として登場する。

67) 庄については、注16)を参照。

68) 「始祖諒郡公韋世徳貫父安処天禄県髮舎社。昔時効忠起義，於国有功。奉蒙聖徳，軫録微勞，放賜為諒山処藩臣，与国同休，閔閔繼襲，以禄平州率礼社為貫居，奉給令旨，該管高樓総五社・広儲総四庄。」（「諒山省文淵州高峙街高樓総各社古紙」十二葉表～裏）

住伝承の一つで、⁶⁹⁾ 管見の限り本文書はかかる伝承を記す最も古い史料である。ここで韋氏は（内容の真偽は措くとして）始祖の功績や移住経緯を記すことで自身の藩臣としての正統性を主張しているといえよう。

本文書の続く箇所では、1739年以降の動乱に際する父親韋仲容の功績、および文書発信者（韋廷偵）自身の功績が長々と記されている（表3）。そして本史料の末尾では「韋廷偵および息子たちは命を受けて任務にあたってから、みな過失はありません〈示・付・票・跡各道を所持しております〉。まことに隠蔽はありません。ここに実情を記して申によって上申致します。お願いしますことにはその陳述した来歴を調べ、文書内（の内容）については前後で間違いなことを審査し、（本文書の内容を）上啓によって転達し（鄭王に）上達したならば、（鄭王の）裁可を得て令旨が下され、以前のように管轄して継承することができるでしょう。……（後略）……」⁷⁰⁾とあり、諒山督鎮に対して鄭王への上啓を要請し、鄭王の令旨による管轄回復の承認を請願している。このように本文書で韋廷偵は、自身の藩臣としての正統性や功績を主張することで諒山督鎮に対して旧来の管轄の回復を要求している。

第I章で指摘したように社ごとの徴税を担当することは藩臣たちにとってもメリットがあったが、率礼社韋氏の事例が示すように、1760～70年代には王朝権力（地方官）からの圧力によって「内鎮」に編入される可能性があり、藩臣の権力基盤は一層不安定化していた。また、韋氏の管轄の禄安社が他の藩臣の管轄となったことは、他の藩臣との競争という側面もあったことを示唆する。その状況下で率礼社韋氏は、始祖の功績や黎朝に対する代々の功績や自身の正統性を主張することで鄭王の令旨による旧来の管轄の承認と復活を要求し、自らの権益の保持を企図したのである。

おわりに

本稿の内容は以下の通りである。18世紀半ばの諒山地域も動乱に巻き込まれ、現地居民や広西方面からの移民も反乱勢力に参加していた。かかる状況下で、構成員が死亡した屈舎社韋氏のように、首長も小さくない被害を受けたと思われる。屈舎社韋氏・率礼社韋氏共に、黎鄭政権は奉伝や令旨によって頻繁に管轄対象を承認していたが、その目的は首長による管轄を確認

69) これらの祖先移住伝承については伊藤 [2003: 43–45], Poisson [2004: 124–125; 2009: 17], Nguyễn Quang Huynh [2011]などを参照。また、本史料および率礼社韋氏の原貫については Nguyễn Quang Huynh [2011: 140–142]でも紹介されている。なお史料の制約のため、この祖先移住伝承の真偽を論証することは困難である。

70) 「韋廷偵及親男等自承応務以以来、並無事過〈具有示・付・票・跡各道〉。実無隠諱。茲承差及為備矣来申。乞審其陳由来歴、詞内照查前後の実、転啓洞達、庶得准放令旨、該管継襲如旧。其憑跡各道若干、乞別計詞、逐一釘納。其旧当管兵民、開列于后。」（「諒山省文淵州高峙街高樓総各社古紙」十八葉表～裏）

表3 禄平州率礼社韋氏の功績

年	月日 (旧暦)	地域	内容
景興元 (1740) 年			瓚基が猖獗して諒山鎮城に迫った際、総府官 (呉廷碩) と共に兵丁を集めて統率し、城を守備して敵に抵抗したが敗北。やむを得ず本貫に帰還し、民丁を集めて統率し地方を守備する一方、人をつかわして京師に赴かせ、速やかに報告
			題領官前林峯伯に随い、総府官の息子前林武伯らと共に進軍して賊軍の攻撃に抵抗し、度重なる戦闘で全勝し、無数の (賊の) 首を斬り生け捕りにして官府に納入
景興五 (1744) 年		高樓総 (禄平州)	差遣されて高樓総の民丁を集めて統率し、屯を立てて防禦し、その総を防備
	十一月某日	平嘉・純如・威猛 (文蘭州)	差遣されて戦い黄崗賊を大破し、無数の人を生け捕りにして官府に納入
景興六 (1745) 年	八月某日	禄安社 (禄平州)	端賊が禄安社を騷擾したのに対し差遣されて防禦し、ほぼ一カ月、昼も夜も巡察し、賊兵五人を捕縛して武器を獲得
	十一月某日	高樓屯 (禄平州)	潘派侯により差遣されて高樓屯で砦を築き、協力して固守
	閏十二月某日	諒山鎮城	差遣されて賊党を破り、諒山鎮城を奪還。勝利に乗じて遠方まで追撃し、馬匹・銃口・器械を無数に獲得して官府に納入
景興七 (1746) 年	正月某日	禄楊社 (脱朗州?)	賊徒が七泉州口屯を撃破。差遣されて先鋒として進み同陣庸 (同登庸?) で防禦し、また禄楊社で賊を阻止し、情勢に応じて攻撃
	正月二十二日	北俄社 (禄平州)	差遣されて後号の官や兵と協同し、北俄社の地面にすすみ、屯を設置して阻止
		潺海社	潺海社に屯を設置して日夜巡回・滞在し、賊を攻撃
	三月某日	答豺山	差遣されて賊巢十屯あまりを大破し、無数の人を斬り生け捕りに
	三月二十九日	長桂社～昌銘社 (温州)	差遣されて環寿侯・堤忠侯らと協同し、長桂社から昌銘社にかけての地を日夜巡察し、賊軍に遭遇した際には攻撃して防衛
	四月十五日	清朝	内地 (清朝) に赴いて食糧を購入し、帰還して兵糧として支給
	五月某日	治隣	差遣されて治隣社の地で駐屯して防禦し、日夜要衝を巡回して滞在し、陪臣・内差などの官が貢使として (清朝へ) 赴くのを護衛。匪徒およそ十数人を捕縛、器械を獲得して官府に納入し、行路を平定
	五月某日	駝駟・諒山鎮城	四寨の賊徒が駝駟 (駝駟庸?)・団城 (諒山鎮城) の地を侵略。差遣されて姜宝侯・環寿侯らと協同し、三度交戦。賊徒は四散し団城を奪還。無数の人を斬り生け捕りにして官府に納入
		高樓総 (禄平州)	差遣されて高樓総に駐屯して防禦し、盗賊を阻止し、匪徒二十人あまりを捕縛し、尖鎗・器械を獲得して通送して官府に納入
景興十二 (1751) 年		文農社岩亭処	賊徒が文農社岩亭処で略奪をおこない、差遣されて十五人ならびに尖鎗・器械を拿捕・獲得して官府に納入
景興十三 (1752) 年			韋仲容死去。韋廷偵が継承
景興二十五 (1764) 年	十一月某日	三弄・浮嘉・守快・率礼・高樓・儲峙・保林各社 (禄平州・脱朗州・文淵州)	差遣されて本鎮 (諒山鎮) の兵を率い、三弄・浮嘉・守快・率礼・高樓・儲峙・保林各社を巡視。内地 (清朝) に接近して匪徒の様子を探り、情勢に応じてその匪徒計十八人ならびに尖鎗を拿捕・獲得し、官府に納入
	十二月某日	桃榔・山莊各社 (温州)	差遣され桃榔・山莊などの社の地方に行き、暴徒十人を拿捕して尖鎗・銃を獲得し、官府に納入
景興三十六 (1775) 年		太原鎮送星銀山	鎮官に従って太原鎮の送星銀山の客人を掃討
景興三十七 (1776) 年		桃榔屯 (温州)	差遣されて桃榔屯に駐屯して守備
		高樓堞 (禄平州)	高樓堞を巡視して留まり、居宅を建造して駐屯

出所：「諒山省文淵州高峙衙高樓総各社古紙」十二葉表～十九葉裏 (漢喃研究院所蔵 AH.A4/7)。

することによる税収の確保と考えられる。また地位が不安定だった首長の側も、既得権益の保持が困難だったと推測される。屈舎社韋氏が諒山鎮官宛ての申の中で鄭王の令旨を要求した目的も、権益の保持と考えて間違いないだろう。1760年代末～70年代には督鎮の施策によって率礼社韋氏の管轄が減少したが、率礼社韋氏は始祖の功績や黎朝に対する先祖代々の功績を主張することで、自身の権益の保持を企図した。

以上を一言でまとめ直すならば、18世紀に諒山地域において黎鄭政権の統治体制が構築されていく中で、屈舎社韋氏・率礼社韋氏の双方が黎鄭政権との関係構築を通して権益保持を企図したということになる。実際、率礼社韋氏の場合は1740年代以降に黎鄭政権が発給した示・奉伝・令旨などの文書の現物が仏領期まで保管されており、屈舎社韋氏の場合は1740～50年頃に黎鄭政権に宛てた上申文書が家譜に収録されている。これは在地首長の側が、これらの文書を自身の権益の証拠として認識していたことを意味する。少なくとも彼らの間では、黎鄭政権との関係構築が権益保持のための戦略として認識されているのである。

このように諒山地域においては、黎鄭政権の支配体制が在地首長の生存戦略に影響を与えている。ただしこれは、王朝権力（ないし鎮官）の影響力の増大を一義的に意味するとは限らない。むしろ、動乱が多発し情勢が流動化する中で、在地首長の側から王朝権力との政治的距離を縮めていく者が現れた、と考えることもできる。第I章で復元した黎鄭政権の統治体制も、在地首長側の協力なくしては機能し得なかった筈である。⁷¹⁾ 現在のところ西北地域では18世紀にかかる事例は見られず、19世紀前半になって阮朝の軍政に参入することで勢力拡大を目指す首長が出現している [宇野 1999: 179-185; 岡田 2012: 32-33]。この意味で、諒山地域では西北地域の状況が一世紀ほど早く出現したといえよう。

19世紀に入ると、前述のように阮朝の明命帝による行政改革の一環で、首長の世襲廃止や流官の派遣など首長に対する一連の権限削減政策が山岳地帯で実施される。一方で諒山地域においては、遅くとも19世紀半ばには、始祖が黎朝創建に貢献したとする祖先移住伝承を持ち、ベトナム王朝との結びつきを自らの権威の源泉とみなす首長集団を一括した「土司七族」という呼称が出現する（注2）や注69）を参照）。19世紀における首長の動向の解明は今後の課題であるが、このようにベトナム王朝権力が山岳地帯を直接支配に組み込もうとする中で諒山地域の首長が王朝権力に接近していく傾向は19世紀以降も継続しており、諒山地域の在地首長とベトナム王朝との関係を考える上で、18世紀は重大な画期だったと考えられる。地域社会の変容の詳細を解明するのは史料の制約のために困難だが、18世紀にはすでに動乱の多発、移民の流入とそれに伴う資源をめぐる競争の激化などによって、在地首長の権力基盤が打撃を受けており、その状況下で彼らは自身の勢力と権威を保持するために黎鄭政権との関係構築を選択し

71) 無論、在地首長側の協力があつたとしても、各社における徴税・徴兵が達成されていたかは疑わしい。北部山地における税制が実体を失っていたことについては岡田 [2016: 20-29] 参照。

たのではないだろうか。諒山地域の脱朗州を中心に社会構造の変容過程を考察した伊藤正子は、阮朝の1820～30年代の行政改革や仏領期の新興地主層の勃興を背景に首長集団の勢力が弱体化したと述べるが〔伊藤 2003: 43-53〕、かかる社会変容が18世紀からすでに進行していた可能性はあろう。

また如上の事例が諒山地域のあらゆる在地首長に一般化できるか否かについても、更なる検討が必要である。第II章で考察した鑽基のように、黎鄭政権と対立したように見える首長も存在する。鑽基の反乱の背景には利害の対立などが想定されるが、詳細な経緯は不明である。⁷²⁾ ただいづれにしても、首長が一度は黎鄭政権の支配体制下に入ったとしても、そこから再び離脱し得た可能性は十分に考えられる。もしそうだとすれば、本稿で取り上げた禄平州率礼社韋氏・屈舎社韋氏は、18世紀に黎鄭政権との関係を構築した後もベトナム王朝の管轄下に残った集団と考えられるが、この点も今後の課題としたい。

付 記

本稿は三島海雲記念財団の「平成30年度学術研究奨励金（個人研究奨励金）」の成果の一部である。

参 考 文 献

- 藤田励夫. 2016. 「安南日越外交文書の古文書学的研究」『古文書研究』81: 24-55.
- 藤原利一郎. 1986a. 「黎末史の一考察——鄭氏治下の政情について」『東南アジア史の研究』541-569 ページ所収. 東京：法蔵館. (初出：『東洋史研究』26(1), 1967年)
- . 1986b. 「ヴェトナムにおける丁賦制の成立」『東南アジア史の研究』387-405 ページ所収. 東京：法蔵館. (初出：『田村博士頌寿東洋史論叢』田村博士退官記念事業会, 1968年)
- 古田元夫. 1984. 「ベトナム人の『西方関与』の史的考察——インドシナの中のベトナム」『国際関係のフロンティア3 東南アジアの政治と文化』土屋健治・白石隆（編）, 1-32 ページ所収. 東京大学出版会. (加筆修正の上〔古田 1991〕に収録)
- . 1991. 『ベトナム人共産主義者の民族政策史——革命の中のエスニシティ』東京：大月書店.
- 蓮田隆志. 2005. 「『華人の世紀』と近世北部ベトナム——1778年の越境事件を素材として」『アジア民衆史研究』10: 76-94.
- . 2017. 「近世ベトナムの地方社会における治安活動と下級武人」『環東アジア研究』10: 34-49.
- 伊藤正子. 2003. 『エスニシティ〈創生〉と国民国家ベトナム——中越国境地域タイ族・ヌン族の近代』東京：三元社.
- Lã Văn Lô. 1964. Thử bàn về ba bộ tộc Tày, Nùng, Thái ở Việt Nam đã hình thành như thế nào? [ベトナムのタ

72) 清朝には、鑽基（韋福瑄）に鄭王を打倒し黎朝を救う意志があったとする情報ももたらされている。たとえば『清高宗実録』卷一四五、乾隆六年六月壬戌条に「左都御史管広東巡撫事署理両広総督王安国奏報。……（中略）……又奏『安南国貢道阻塞，請寬貢期，業經照例，行文前往。查該国權臣鄭剛竊柄，欲圖篡奪，遂專廢立。土官韋福瑄等以輔黎滅鄭為詞，倡亂起兵。現在嚴飭地方文武官弁，凡与夷疆交界处所，多撥兵役，毋使夷匪潛入边境，以及内地奸民私越滋事。蓋該国紛亂，人思竊挾，用兵既久，勝負必有所歸。将来假借声援，及勢窮投托者，必有其人。惟在沿边督撫諸臣持大体，而不計小利策万全，而不邀倖功，則国威丕振，边民均食休養之福。』得旨『覽。甚為得體之論。』とある。ただし、その具体的な背景や経緯は不明である。

- イー・ヌン・ターイ 3 部族形成に関する試論]. *Nghiên cứu Lịch sử* 60, tr. 46–56, 64.
- 桃木至朗. 1997. 「周辺の明清時代史——ベトナム経済史の場合」『明清時代史の基本問題』森正夫他（編）、607–634 ページ所収。東京：汲古書院。
- Nguyễn Quang Huỳnh (chủ biên). 2011. *Thổ ty Lạng Sơn trong Lịch sử* [歴史の中の諒山土司]. Hà Nội: Nhà xuất bản Văn hóa Dân tộc.
- Nguyễn Thị Thảo. 2001. Một tấm bia của Ngô Thì Sĩ mới được phát hiện [新発見の呉時仕の碑文一基] trong *Thông báo Hán Nôm học năm 2001*, tr. 570–578. Hà Nội: Nhà xuất bản Thế giới.
- 牛軍凱. 2012. 「王室後裔與叛乱者——越南莫氏家族與中国關係研究」広州：世界図書出版。
- 岡田雅志. 2012. 「タイ族ムオン構造再考——18–19 世紀前半のベトナム、ムオン・ロー盆地社会の視点から」『東南アジア研究』50(1): 3–38.
- . 2016. 「近世ベトナム国家の異民族観の変容と越境者——内なる化外たる農人をめぐって」『待兼山論叢』（史学篇）50: 1–42.
- Phan Huy Lê (biên soạn). 1960. *Lịch sử chế độ phong kiến Việt Nam* [ベトナム封建制度史], tập II. Hà Nội: Nhà xuất bản Giáo dục.
- Phan Huy Lê. 1963. Tình hình khai mỏ dưới Triều Nguyễn [阮朝期の鉱山開発状況]. *Nghiên cứu Lịch sử* 51, 52, 53, tr. 40–48, 47–59, 53–64.
- Poisson, Emmanuel. 2004. *Mandarins et subalternes au nord du Việt Nam: Une bureaucratie à l'épreuve (1820–1918)*. Paris: Maisonneuve & Larose.
- . 2009. Unhealthy Air of the Mountains: Kinh and Ethnic Minority Rule on the Sino-Vietnamese Frontier from the Fifteenth to the Twentieth Century. In *On the Borders of State Power: Frontiers in the Greater Mekong Sub-region*, edited by Martin Gainsborough, pp. 12–24. New York: Routledge.
- Reid, Anthony. 1997. Introduction. In *The Last Stand of Asian Autonomies: Responses to Modernity in the Diverse States of Southeast Asia and Korea, 1750–1900*, edited by Anthony Reid, pp. 1–25. New York: St. Martin's Press.
- . 2004. Chinese Trade and Southeast Asian Economic Expansion in the Later Eighteenth and Early Nineteenth Centuries: An Overview. In *Water Frontier: Commerce and the Chinese in the Lower Mekong Region, 1750–1880*, edited by Nola Cooke and Li Tana, pp. 21–34. Lanham: Rowman & Littlefield Publisher.
- 桜井由躬雄. 1987. 『ベトナム村落の形成——村落共有田＝コンディエン制の史的展開』東京：創文社。
- . 2001. 「総説」『岩波講座東南アジア史第 4 巻 東南アジア近世国家群の展開』池端雪浦他（編）、1–31 ページ所収。東京：岩波書店。
- 孫宏年. 2006. 『清代中越宗藩關係研究』哈爾濱：黑龍江教育出版社。
- 鈴木中正. 1975. 「黎朝後期の清との関係（一六八二—一八〇四年）」『ベトナム中国關係史——曲氏の抬頭から清仏戦争まで』山本達郎（編）、405–483 ページ所収。東京：山川出版社。
- 竹田龍児. 1969. 「ヴェトナムに於ける国家権力の構造——社を中心としてみる」『東南アジアにおける権力構造の史的考察』山本達郎（編）、119–139 ページ所収。東京：竹内書店。
- 武内房司. 2003. 「デオヴァンチとその周辺——シブソンチャウタイ・タイ族領土層と清仏戦争」『民族の移動と文化の動態』塚田誠之（編）、645–708 ページ所収。東京：風響社。
- 上田新也. 2008. 「ベトナム黎鄭政権における鄭王府の財政機構——18 世紀の六番を中心に」『東南アジア研究』46(1): 33–61. (上田新也『近世ベトナムの政治と社会』大阪：大阪大学出版会、2019 年に収録)
- . 2010. 「ベトナム黎鄭政権における徴税と村落」『東方学』119: 91–107. (上田新也『近世ベトナムの政治と社会』大阪：大阪大学出版会、2019 年に収録)
- 宇野公一郎. 1999. 「ムオン・ドンの系譜——ベトナム北部のムオン族の領主家の家譜の分析」『東京女子大学紀要論集』49(2): 137–198.
- Vũ Đường Luân. 2016. Contested Sovereignty: Local Politics and State Power in Territorial Conflicts on the Vietnam-China Border, 1650s–1880s. *Cross-Currents: East Asian History and Culture Review* 20: 40–74.
- 和田博徳. 1961. 「清代のヴェトナム・ビルマ銀」『史学』33-3/4: 119–138.
- 閻彩琴. 2007. 「17 世紀中期至 19 世紀初越南華商研究（1640–1802）」厦門大学博士学位論文。
- 吉川和希. 2017. 「十七世紀後半における北部ベトナムの内陸交易——諒山地域を中心に」『東方学』134: 45–60.

(2018 年 10 月 18 日 掲載決定)